

那珂市議会総務生活常任委員会記録

開催日時 令和3年3月9日(火) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 勝村 晃夫 副委員長 小泉 周司
委員 木野 広宣 委員 萩谷 俊行
委員 笹島 猛 委員 君嶋 寿男

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 福田 耕四郎 事務局長 渡邊 荘一
次長 横山 明子 次長補佐 大内 秀幸

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 谷口 克文	企画部長 大森 信之
秘書広聴課長 会沢 義範	秘書広聴課長補佐 海野 直人
政策企画課長 益子 学	政策企画課長補佐 岡本 哲也
総務部長 加藤 裕一	総務課長 飛田 良則
総務課長補佐 飛田 建	財政課長 大内 正輝
財政課長補佐 浜名 哲士	税務課長 茅根 政雄
税務課長補佐 会沢 正志	収納課長 小林 正博
収納課長補佐 高島 啓子	市民生活部長兼危機管理監 桧山 達男
防災課長 秋山 光広	防災課長補佐 植田 徹也
市民協働課長 玉川 一雄	市民協働課長補佐 大曾根香澄
市民課長 高安 正紀	市民課長補佐 会沢 和代
環境課長 関 雄二	環境課長補佐 萩野谷 真
消防長 山田 三雄	消防本部総務課長 大谷 貞章
消防本部総務課長補佐 堀江 正美	消防本部予防課長 元木 利光
消防本部予防課長補佐 森田 伸一	消防本部警防課長 小田部 茂生
消防本部警防課長補佐 後藤 健仁	東消防署長 鈴木 将浩
西消防署長 小菌井 司	

会議に付した事件

- (1) 議案第2号 専決処分について(令和2年度那珂市一般会計補正予算(第7号))
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第3号 那珂市行政組織条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第4号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの

- (4) 議案第5号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第15号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第8号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第18号 令和3年度那珂市一般会計予算
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第20号 令和3年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第23号 令和3年度那珂地方公平委員会事業特別会計予算
…原案のとおり可決すべきもの
- (9) 那珂市デマンド交通「ひまわりタクシー」のひたちなか市乗り入れについて
…執行部より報告あり
- (10) いい那珂 I J U - L a b o の設置について
…執行部より報告あり
- (11) 地方創生関係交付金を活用した事業の実施状況について
…執行部より報告あり
- (12) 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等の一部改正に伴う対応について
…執行部より報告あり
- (13) 那珂市災害廃棄物処理計画の策定について
…執行部より報告あり
- (14) 那珂市地域防災計画(自然災害等対策編及び資料編)の修正について
…執行部より報告あり
- (15) 那珂市国土強靱化地域計画の策定について
…執行部より報告あり
- (16) その他
 - ・下江戸地区太陽光発電所建設現場視察後の委員間による意見交換、要望書を出すことを決定した

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 おはようございます。

今日は総務生活常任委員会、ご参集いただきましてありがとうございます。

ちょっとこのところ二、三日寒さが続いておりますが、桜の開花予報が来週早々だというような話も出ておりますが、いい話ばかりではありませんけれども、新型コロナウイルスは那珂市におきましてはこのところ落ち着いております。大分、東京とかそのほ

うは2週間延長ということで、皆さんもこの新型コロナウイルスについては感染対策よろしくお願いいいたします。

今日、午後までかかるかと思えます。会議事件たくさんございますので、慎重なご審議よろしくお願いいいたします。

それでは、開会前にご連絡をいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましてはマスクの着用、また入り口付近に設置してあります消毒液において手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため、廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビで放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、簡潔かつ明瞭にお願いいいたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするなどご配慮願います。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席はございません。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいいたします。

議長 おはようございます。

委員長から今お話がありましたけれども、新型コロナウイルスも本市では大分落ち着いているというのが現状だろうと思えます。予断を許さない範囲で、執行部におかれましては引き続き感染防止にご尽力を賜りたいとこういふふうに思えます。

また、今日は総務生活常任委員会、大分案件がございます。また、今期は予算ということで慎重なご審議賜りたいと、さらには正副委員長、しっかりまとめていただいて最終日に提出されますよう望みたいと思えます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、総務生活常任委員会にご出席、誠にお疲れさまでございます。

ただいま委員長と議長からお話がありましたように、新型コロナウイルス感染症につきましては、那珂市内においては落ち着きを取り戻している状況にあるのではないかと思います。また、ワクチンの接種につきましては、本県内において医療従事者へのワクチンの接種が始まったようでございます。今後、順調にワクチンが届けば、那珂市内においても高齢者へのワクチンの接種が始まると思えます。円滑にワクチン接種ができるよう、職員一丸となって取り組んでまいりたいと思えますので、よろしくご協力のほどお願いいいたします。

本日は予算案件が8件、協議・報告案件が7件ございます。どうぞよろしくご審議のほ

どお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

執行部に申し上げます。

令和3年度予算の説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページ数を述べた後、歳入については款及び項まで、歳出については款項目までの説明をしてから新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要なものの説明を願ひます。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。

それでは、審議に入ります。

初めに、議案第2号 専決処分について（令和2年度那珂市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

財政課より一括して説明を願ひます。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の1ページをお願ひいたします。

議案第2号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

2枚おめくり願ひます。

令和2年度那珂市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

6ページをお願ひいたします。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金2,655万6,000円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,991万円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 それでは、議案書65ページの次のページをお願いいたします。

議案第15号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第8号)についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正になります。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、いい那珂協力隊推進事業、補正後5,756万6,000円、年割額、令和元年度ゼロ円、令和2年度1,202万6,000円、令和3年度1,863万4,000円、令和4年度1,894万2,000円、令和5年度796万4,000円。事業名、四中学区コミュニティセンター整備事業(基本設計分)、補正後1,279万1,000円、年割額、令和元年度ゼロ円、令和2年度1,279万1,000円。

5ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費補正になります。

追加になります。

1款議会費、1項議会費、議会ICT環境整備事業1,105万5,000円。

2款総務費、1項総務管理費、本庁舎等感染症対策事業151万2,000円、プレミアム付商品券発行事業1億2,165万6,000円、業務系ICT環境整備事業177万2,000円、瓜連支所整備事業2,900万円。

8款消防費、1項消防費、消防施設等感染症対策事業226万3,000円。

7ページをお願いいたします。

第5表、地方債補正になります。

追加になります。

4番目になります。

減収補てん債1億150万円、起債の方法、利率償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

10ページをお願いいたします。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

2 款地方譲与税、3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税 41 万 6,000 円。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金 8,000 万円の減。

13 款分担金及び負担金、1 項負担金、2 目民生費負担金 391 万円。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、8 目教育使用料 422 万 2,000 円の減。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 2,903 万 6,000 円の減。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 1 億 4,441 万 2,000 円。

11 ページをお願いいたします。

2 目民生費国庫補助金 323 万 7,000 円の減。

3 目衛生費国庫補助金 81 万 1,000 円の減。

4 目土木費国庫補助金 3,701 万 9,000 円。

6 目教育費国庫補助金 2,192 万 3,000 円。

16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金 2,434 万 5,000 円の減。

16 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金 141 万 1,000 円の減。

4 目農林水産業費県補助金 104 万円。

12 ページをお願いいたします。

16 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金 270 万円の減。

19 款繰入金、1 項繰入金、1 目財政調整繰入金 2 億 4,074 万 8,000 円の減。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 1 億 6,607 万 8,000 円。

21 款諸収入、4 項雑入、4 目雑入 1,381 万 9,000 円の減。

22 款市債、1 項市債、6 目土木債 6,010 万円の減。

8 目教育債 1,650 万円。

13 目減収補てん債 1 億 150 万円。

13 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,101 万 7,000 円。

5 目財産管理費 151 万 2,000 円。

6 目企画費 1 億 1,339 万 7,000 円。

7 目コミュニティ費 1,100 万円の減。

14 ページをお願いいたします。

12 目支所費 1,481 万 9,000 円の減。

13 目財政調整基金費 41 万 6,000 円。

2 款総務費、5 項統計調査費、2 目各種統計調査費 270 万円の減。

17 ページをお願いいたします。

中段になります。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費 298 万 9,000 円の減。

20 ページをお願いいたします。

中段になります。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 512 万 1,000 円の減。

3 目消防施設費 213 万 3,000 円の減。

23 ページをお願いいたします。

下段になります。

12 款諸支出金、1 項普通財産取得費、1 目土地取得費 1,548 万 1,000 円。

24 ページをお願いいたします。

中段になります。

12 款諸支出金、2 項土地開発基金繰出金、1 目土地開発基金繰出金 969 万 9,000 円。

最後に、1 点ご報告がございます。

国の 3 次補正により追加された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、今月に入りまして県から、今後追加する令和 3 年度実施事業については令和 2 年度予算からの繰越しではなく、令和 3 年度予算として改めて予算計上が必要となる旨連絡がありました。

この対応として、対象となる予算については本定例会に令和 3 年度一般会計補正予算（第 1 号）として上程させていただきたいと考えております。具体的な対象予算でございますが、当委員会所管といたしましては、歳入では 10 ページにあります 15 款 2 項 1 目総務費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の 1 億 4,547 万 3,000 円。歳出では 13 ページになります。2 款 1 項 6 目企画費の中のプレミアム付商品券発行事業 1 億 2,165 万 6,000 円となります。

対象予算につきましては、今回の補正予算と追加で上程する令和 3 年度補正予算とで重複して計上される形になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 今のちょっと分かりづらいんですけども、歳入で 10 ページと言っていましたよね。約 1 億 4,500 万円かな、これは令和 2 年のあれで、今度、令和 3 年になると重複するというのはどういう意味ですか。

財政課長 今回のコロナの今委員おっしゃった 1 億 4,000 万円の中に国が 3 次補正で先月、予算を通してついた補助金分が入っています。そのお金を活用した中で、実際これから補正予算を取って来年度コロナ対策に実質的には使う形で、今現在、市の予算書上は補正予算を取って、来年度にその予算を繰り越した形で予算を執行する流れで予算は組

んであるんですけれども、県から、国の考えとして、来年度使う予算については来年度の予算として予算計上した形で執行するよという連絡が来ましたので、今回の補正予算で上げたものはこれは補正予算として可決されたならば、実際的には決算で不用額として流す形にはなりませんけれども、来年度使う分については新たに追加補正という形で予算を組み直して、来年度の予算として先ほどのプレミアム商品券の事業を執行していくと。その財源として今の国庫補助金は改めて来年度計上し直しますので、その財源として活用して使っていく形で、補助金の制度上の話で予算は組み直さざるを得ないというふうにご理解いただければと考えております。

以上でございます。

笹島委員 制度上、補正じゃなく本予算にしてくれということなんです。その1億4,000万円がまた増えるわけじゃないよね。じゃ、大した話じゃない。ありがとうございました。

副委員長 すみません、13ページ、本庁舎等感染対策事業で修繕料となっている。これどのような修繕を行ったのか、教えてください。

財政課長 こちらは瓜連支所のトイレの洗面台の自動水栓化、こちらコロナ対策として手で触れないで蛇口から手が洗えるような形で対応を取っていくというところで計上している予算になります。

副委員長 ありがとうございます。

次に、20ページ、消防費になります。こちら消防施設費で土地購入費、取得費が340万円減額になっていますが、もともと多分予算は614万2,000円だったと思います。半分近く落ちているんですが、これはどういう経緯でこうなったのか、教えていただけますでしょうか。

消防本部総務課長 消防本部です。よろしく申し上げます。

この土地に関しまして、令和2年3月に地権者に土地の買収の最終確認を行い、事務等を進めてまいりましたが、令和2年6月に地権者から国道118号南側の土地、借地権がかかっている土地なんです。買収を取消し、賃貸借契約継続の依頼がありまして買収に至っておりません。なお、北側の土地は買収しております。

なお、消防本部としては交渉をしましてまいりましたが、地権者の意思が固く、買収するにはちょっと無理があると思いましたので、そのまま賃貸借契約を進めてまいります。

以上でございます。

副委員長 そうしますと、土地は買えなかったので減額はしますけれども、消防業務とか多分訓練とかそういったことに関しては影響は出ないということよろしいんですかね。

消防本部総務課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかに。

笹島委員 歳入なんだけれども、10ページ、ちょっと具体的にあれすると、使用料手数料、

補正前と補正後と随分減っちゃっているんだけど、やっぱり新型コロナウイルスの影響で運動公園あたりのあれが入園、入場できないということでこれだけ減っちゃうわけですか。

財政課長 委員お見込みのとおり、昨年コロナ関係で閉館していたとそういう部分でもう一度見込みを改めまして、減る分について減額補正しているという内容でございます。

笹島委員 話はちょっとずれるかもしれない、ほかでもあるのかね、やはりこういう見込みの額がコロナの影響で使用料とか云々ということががくと減ってしまったという。それは那珂市の財源につながるから、とても大事なことです。支出は変わっていないわけでしょう、職員の数はそのままいるわけであって人件費はかかるし、経費はかかるけれども、歳入ががくと減っちゃうわけでしょう。そのほか何かあるかなど。私は1つ具体的な例を言ったわけですがけれども、どんなものがあるかなということをお聞きしますけれども。

財政課長 1つの例で言いますと、この中の予算で上げています12ページの21款諸収入、4項雑入のところの小中学校の給食費、こちらにつきましても昨年度、学校休校等の影響でその分、食材等の購入費も当然使っていませんけれども、それに充てる財源でありますので、応分の給食費を減額補正させていただいているという内容でございます。

笹島委員 特に給食費なんかは痛手食っているのは納入業者に対しての補填、補償はしたとかそういうことはやっているのかな、そういうあれは。

財政課長 補正で計上していた部分ですがけれども、昨年3月に急遽休校にしたという部分で、業者さんの損失出た部分について補填している部分はございます。

そのほかについては、そもそも購入をしておりませんので、歳入も落ちておりますけれども、歳出も下がっているという内容でございます。

笹島委員 そういう補填というのは那珂市がやらなくちゃいけないのかな、教育厚生常任委員会に関わっちゃうかもしれないけれども、一般論で。県の学校給食会とか何かそういうこと補填するのかどうなんですか、一般的な話、聞きたかったの。

財政課長 その分大部分につきましては、国の関係機関を通しての話になりますけれども、こちらで補填もさせていただいております。

笹島委員 そうすると、那珂市はそういう損害はないということによろしいですね。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 27 分)

再開 (午前 10 時 28 分)

委員長 再開します。

消防本部が出席しました。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算 (消防本部所管部分) を議題といたします。

歳出、8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費、2 目非常備消防費、3 目消防施設費、4 目水防費について説明を求めます。

それでは、執行部お願いします。

消防本部総務課長 消防本部総務課長の 大谷 です。ほか 7 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、令和 3 年度那珂市一般会計予算、消防本部分についてご説明いたします。

それでは、予算書の 119 ページをお開きください。

なお、主要事業説明書については、137 ページから 139 ページまでが消防本部所管事業となっております。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 9 億 461 万 7,000 円。

122 ページをお開きください。

主な理由といたしまして、同ページ中段になります。

常備消防通信管理事業、いばらき消防指令センター負担金 3,314 万 9,000 円、耐用年数がおおむね 5 年となるコンピューター関係更新は令和 2 年度から 4 年度までの 3 か年で行われ、令和 3 年度に行う対象機器に伴う負担金 1,760 万 3,000 円の計上によるものでございます。緊急防災減災事業債 1,760 万円が充当されております。

123 ページ、中段になります。

非常備消防費についてご説明いたします。

2 目非常備消防費 3,732 万 8,000 円、増額の主な理由といたしまして、消防団設置事業、10 節需用費、消耗品費 412 万 5,000 円、消防団員の活動服 200 名分を更新いたします 376 万 2,000 円の計上によるものでございます。

124 ページをお開きください。

中段になります。

消防施設費についてご説明いたします。

3目消防施設費 5,250万8,000円、主な理由といたしまして、消防施設管理事業、14節工事請負費 720万5,000円、下大賀地内道路改良工事に伴い防火水槽1基が移転対象になり、防火水槽移転新設設置工事1基を整備いたします。その他の財源として、耐震性防火水槽物件移転補償料 129万6,000円が充当されております。

同ページ、下段になります。

主要事業説明書 139ページにもあります、消防団車両整備事業 2,183万4,000円、24年が経過した第8分団第1部の消防ポンプ自動車を更新いたします。財源として、緊急防災減災事業債 2,170万円が充当されております。

125ページになります。

水防費についてご説明いたします。

4目水防費 14万1,000円、記載のとおり水防訓練・警戒出動事業、以下2事業でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

笹島委員 122ページの常備消防通信管理事業で、いばらき消防指令センターというところに3,300万円のこれはデジタル化して1回やっているのか、2回目のあれかな。

消防本部総務課長 お答えいたします。

平成28年に消防指令センターが開設されまして、それに伴いまして今回コンピューター更新に関しては1回目でございます。

笹島委員 大体10年使用おきに負担して、変えていかなきゃいけないとそういうふうに認識していいのかな。

消防本部総務課長 お答えいたします。

コンピューター更新に関しましてはサーバー系が5年に一度、更新しなければなりませんので、今回がちょうど5年目に当たりますので、更新いたします。次にまた5年後に更新が予定されております。

以上でございます。

笹島委員 何市町村でやっているんですか、随分負担大変だね。

消防本部総務課長 お答えいたします。

20消防本部、33市町で構成しております。

以上でございます。

笹島委員 大変な金額になるんじゃないの、桁が違うんじゃないですか。でも、そういうチェックも何もできないから、言われるままに負担していかなきゃいけないんですか。

消防本部総務課長 幹事会及び協議会がありまして、予算を各市町村の人口などで按分率を出

しまして全て計算しておりますので、各市町村の割合は全て同じだと思われま

以上でございます。

笹島委員 人口が多くても少なくてもということで按分でやっているから、そんなに変わりはないわけですか。

消防本部総務課長 各市町村按分率でやっておりますので、人口割で、各市町村の人口によって金額はかなり違ってくると思われま

笹島委員 じゃ、那珂市はまだましなほうであって、もっと人口が多いひたちなか市とか水戸市なんていうのはもっととんでもない金額になるという意味ですか。

消防本部総務課長 そのとおりでございます。水戸市及び筑西方面、西南方面はかなりの負担金を出しております。

なお、ひたちなか市は今事業に協議会に入っておりませんので、単独で行っております。

以上でございます。

笹島委員 そうですね、前言っていましたね、あそこだけ何か独自でやるというって、まだ入ってこないんですか。入ってくれば負担もあれするんでしょうから。

これ相当な金額ですよ、5年周期で。何かほかの市町村から出ていないんですか、問題の声は。

消防本部総務課長 今のところ、そういう話は聞いておりません。

以上でございます。

笹島委員 総額でどのぐらいになるの、そうすると。

消防本部総務課長 お答えいたします。

今回のコンピューター更新関係で、負担金といたしまして那珂市分に関しては 3,301 万円、これは3年間分です。全市町村に合わせますと 12 億 8,150 万円になっております。

以上でございます。

笹島委員 ありがとうございます。

すごいですよね、この金額は。よくそういうあれが出ないなと思って、いいようにやられているのかな。ありがとうございました。

副委員長 123 ページ、消防団設置事業なんです、消耗品費 412 万円は何をすると、今聞き取れなかったの、すみません。

消防本部警防課長 お答えいたします。

主なものは、消防団の活動服。約 400 名の団員がございまして、今年度に関しましては 200 名の活動服を新しいものを購入するための経費でございます。

以上でございます。

副委員長 分かりました。

じゃ、2年で全部交代するという感じですか。

消防本部警防課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上でございます。

副委員長 すみません、消防団、私もやっていますけれども、なかなか大変だと思います、やっている方は。世間の目もその一方ではどんどん厳しくなっておりまして、今様々な問題出ている部分もあると思うんですが、きちんとやっぱり消防団でかかる費用というのは市で負担してほしいなというふうに思います。例えば個人で講習なんかもその中から個人個人だったり、団として消耗品を買ったりというような実情もあると思いますので、そのあたりはしっかりと消防団の実情を聞いていただいて、必要なものは市で手当てするというようなことの配慮をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

消防本部警防課長 お答えいたします。

消防団の幹部会等を年に3回実施しておりますので、その中で消防団からの要望等をお聞きいたしまして予算に反映できるように頑張ったいと考えております。

以上でございます。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上で質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時40分）

再開（午前10時42分）

委員長 再開いたします。

財政課が出席しました。

議案第18号 令和3年度那珂市一般会計予算（財政課所管部分）を議題といたします。

初めに、一般会計歳入、2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までの説明をお願いします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、予算書の15ページをお願いいたします。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税4,416万7,000円。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税1億3,391万円。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税705万8,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金456万9,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金2,550万8,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金2,376万8,000円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、16ページをお願いいたします、6,097万3,000円。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金 10 億 9,700 万 8,000 円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金 142 万 3,000 円。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金 3,017 万 6,000 円。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金 1 億 1,520 万 9,000 円。

10 款地方特例交付金、2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 1,000 円。こちらはコロナ対策である国の固定資産税等の軽減措置などに伴う減収分が補填されるものです。額が見込めないため、形式計上としております。

17 ページをお願いいたします。

11 款地方交付税、1 項地方交付税 32 億 20 万円。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策交付金 620 万 7,000 円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

笹島委員 森林環境譲与税はこれは我々が 1,000 円が払っているやつ。それが戻ってきているのかな、市町村にもでいいんですか。

財政課長 委員ご指摘のとおりでございます。国で集めたものを算定しまして、配分をしているという内容のものでございます。

笹島委員 これは例年変わらないのかな、毎年同じようにこれだけ 700 万円ぐらい。

財政課長 失礼しました。課税自体は令和 6 年からになります。今は国で補填分として交付をしているというものでございます。金額については、年によって変わっている内容になってございます。

笹島委員 これ県で納めているんじゃないの、私ら 1,000 円個人は。法人はちょっといくらか忘れちゃったけれども、国じゃないでしょう。

財政課長 そちらは県の森林湖沼環境税になるかと考えております。

こちらの森林環境譲与税については国税になってきます。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑はないようですので、次に歳入、13 款分担金及び負担金から 14 款使用料及び手数料まで説明をお願いします。

財政課長 それでは、17 ページをお願いいたします。

3 段目になります。

13 款分担金及び負担金、1 項負担金 1 億 7,447 万 2,000 円。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、18 ページをお願いいたします、1 億 2,178 万 8,000 円。

14 款使用料及び手数料、2 項手数料、19 ページをお願いします、3,389 万 4,000 円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑はないようですので、次に進みます。

次に、歳入、15 款国庫支出金から 16 款県支出金まで説明をお願いします。

財政課長 それでは、19 ページをお願いいたします。

下段になります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、20 ページをお願いいたします、23 億 5,277 万 4,000 円。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、21 ページをお願いいたします、4 億 3,876 万 6,000 円。

15 款国庫支出金、3 項委託金 1,315 万 9,000 円。

22 ページをお願いいたします。

16 款県支出金、1 項県負担金 10 億 2,023 万 3,000 円。

16 款県支出金、2 項県補助金、24 ページをお願いいたします、4 億 9,930 万 5,000 円。

16 款県支出金、3 項委託金、25 ページをお願いいたします、1 億 3,867 万 8,000 円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、次に歳入、17 款財産収入から 22 款市債までの説明をお願いします。

財政課長 25 ページをお願いいたします。

中段になります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入 848 万 6,000 円。

17 款財産収入、2 項財産売払収入 1 億 4,500 万 3,000 円、こちらは上菅谷駅北側市有地売却に伴う土地売払収入による増となっております。

26 ページをお願いいたします。

2 段目になります。

18 款寄附金、1 項寄附金 6,000 万 3,000 円。

19 款繰入金、1 項繰入金 7 億 989 万 9,000 円、こちらは財政調整基金、公共施設整備基金からの繰入金を減額できたことで 5 億 9,560 万 3,000 円の減となっております。

20 款繰越金、1 項繰越金 2 億 5,000 万円。

21 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料 1,400 万 1,000 円。

27 ページをお願いいたします。

21 款諸収入、2 項市預金利子 2 万円。

21 款諸収入、3 項貸付金元利収入 1,745 万 8,000 円。

21 款諸収入、4 項雑入、29 ページをお願いいたします、3 億 9,376 万 7,000 円。

22 款市債、1 項市債 18 億 9,208 万 7,000 円、こちらは国の地方財政計画を踏まえ、臨時財政対策債が増えておりますが、防災無線のデジタル化などの事業終了などにより 1 億 3,785 万 2,000 円の減となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

副委員長 すみません、歳入直接じゃないんですけれども、財政調整基金まだ正確には出ないと思うんですが、どれぐらい今、残高が出るというふうな見込みなんでしょうか。

財政課長 先ほどの補正予算終わりました、年度末見込んだ中で 17 億円ほどは確保できている状態になります、令和 2 年度末の金額になります。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、次に歳出に入ります。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財政管理費、5 目財産管理費、13 目財政調整基金費、14 目諸費について説明をお願いします。

財政課長 37 ページをお願いいたします。また、主要事業説明書の 18 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財政管理費 1,264 万円。

38 ページをお願いいたします。

5 目財産管理費 3 億 1,107 万 8,000 円、こちらの増額理由といたしましては、財産管理事務費における上菅谷駅北側市有地の土壌処理に係る委託料の増によるものです。

54 ページをお願いいたします。

2 段目になります。

13 目財政調整基金費 925 万 9,000 円、14 目諸費、55 ページをお願いいたします、このうち説明欄の 2 つ目の事業、ふるさと寄附金「ふるさとの便り」事業 2,963 万 8,000 円。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、質疑ございませんか。

副委員長 主要事業説明書、「ふるさとの便り」事業、ふるさと寄附金です。こちら件数も伸びておりますし、非常に税収をどうやって確保していくかという中で大事な事業だと思いますので、これは件数も伸びておりますので、ぜひともこの取組をしっかりと進めていただきたいというふうに思いますし、一定の効果出ていると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

質問としましては、39 ページ、財産管理費の公有財産オークションシステム使用料で 60 万 1,000 円というのがあるんですが、公有財産オークションシステムは実績はここ数年ありますか。

財政課長補佐 こちらにつきましては、土地の売払いはここ何年かの実績はございませんが、

今年度につきましてはバス等の売却、あと救急車についてオークションで一応売却させていただきます。

以上です。

副委員長 実際に消防車とか救急車、売れたということですね。

財政課長補佐 今年度、西消防署を入替えした消防車両を先日オークションにかけさせていただきました。売却の契約がなりました。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

笹島委員 ふるさと寄附金、またふるさと納税とは違うのかな。

財政課長 ふるさと納税をしていただいた方に対する返礼品等が入っている事業になってございます。

笹島委員 そうすると、返礼品の割合、いただいた寄附金に対して何割ぐらいの返礼品を差し上げているのかな。

財政課長 おおむね3割という形で、国からもその基準は示されておりますので、その範囲内でお渡ししているというような状況でございます。

笹島委員 あまり那珂市にそういう目玉商品がないんだけど、どういふものをあげて喜んでいるの。

財政課長 一番多く出ているのは木内酒造のビール関係の返礼品が一番割合が高いかなと思います。ほか肉類であったりとか、あとはシクラメンとかそういった花き類あたりが上位となっているところでございます。

笹島委員 そうすると、那珂市というのは純然たるのは木内酒造のネストビアとかそういうものだけであって、これは全国的に世界的にも知られている地ビールだから、あとワインとか日本酒とかいろんな面でチャレンジしている会社ですから。

そのほかに那珂市として名物というものはないだね、そうするとね。よそから取り入れてあれして返礼品として送っちゃっているのかな。

財政課長 先ほどの肉類であったり、花き類であったりしても市内の農家さん等からの商品という形になっていますので、基本的には返礼品については那珂市に関わりがあるものでないと返礼品とすることはできない形になっていますので、その中で取り組んでいただいている事業者さんの開拓等にも取り組みながら事業を進めているというところでございます。

笹島委員 本格的にあれだったら、もっとやっぱり供給きちんとしないと中途半端に終わっちゃいますものね。そこのところは考えているのでしょうか、戦略的に。

財政課長 ふるさと納税のポータルサイトを使ってという話になりますけれども、やはり魅力ある返礼品等を出すというのは一つの寄附金を集める手だてにはなるかと考えていますし、またそうすることで地元の産品についても広く市外の方にも知ってもらえる機会に

なりますので、そこを踏まえながら事業を取り組んでいるというところでございます。

笹島委員 極端なこと言うと、市町村間の競争なんだよね、本当に。今言っていた目新しいもの、ある程度向こうが得するようなもの。気持ちの寄附金というのも分かりますけれども、そうでもない方もたくさんいらっしゃるからそれ目当てというので、ぜひ商品開発していかないと、他の市町村はもっとやっぱりすごい何でもありのことやっていますので、先行きよろしく願いいたします。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、次に 11 款公債費、1 項公債費、1 目元金、2 目利子、3 目公債諸費、12 款諸支出金、1 項普通財産取得費、1 目土地取得費、2 項土地開発基金繰出金、1 目土地開発基金繰出金、3 項償還金、1 目償還金、13 款予備費について説明をお願いします。

財政課長 それでは、164 ページをお願いいたします。

下段になります。

11 款公債費、1 項公債費、1 目元金 20 億 164 万 3,000 円、2 目利子 6,130 万 6,000 円、3 目公債諸費 1,000 円。

165 ページをお願いいたします。

中段になります。

12 款諸支出金、1 項普通財産取得費、1 目土地取得費 3,000 円。

12 款諸支出金、2 項土地開発基金繰出金、1 目土地開発基金繰出金 1,000 円。

166 ページをお願いいたします。

中段になります。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 1,000 円。

13 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 5,000 万円。予備費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策において不測の事態に対応することなどを踏まえ、増額しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 それでは、質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

再開を 11 時 15 分とします。

休憩 (午前 11 時 04 分)

再開 (午前 11 時 14 分)

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席しました。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算（秘書広聴課所管部分）を議題といたします。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、2 目秘書広報広聴費について説明をお願いします。
秘書広聴課長 秘書広聴課の会沢でございます。ほか 5 名の職員が出席しています。どうぞよろしく願いいたします。それでは、この先は着座にて説明をさせていただきたいと思
います。

予算書の 35 ページをお開き願います。併せまして主要事業説明書の 2 ページ、3 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目秘書広報広聴費でございます。本年度予算額 2,617 万 5,000 円、前年度予算額 3,305 万 8,000 円、前年度比 688 万 3,000 円の減額となっております。この減額の主な理由としましては、広報事業における印刷費並びにシティプロモーション事業の役務費の広告料の減額によるものでございます。

広報事業におきましては、昨年、第 4 回定例会中の常任委員会におきまして、「広報なか」のリニューアルについて説明をさせていただいたところです。今回、その仕様に基
づき入札を行った結果、印刷費が当初予算ベースになりますけれども、昨年度比 565 万
9,000 円減の 466 万 8,000 円を計上いたしました。

また、シティプロモーション推進事業におきましては、広告料で昨年度比 178 万 9,000 円を減額し、355 万 9,000 円を計上いたしました。こちらはこれまで行ってまいりましたバス、電車広告に代わり、高速道路休憩施設における広告料を計上したことによるものでございます。同事業の備品購入費におきましてはビデオカメラ購入に係る経費を、委託料におきましては、令和 2 年度まで政策企画課で行ってまいりましたいい那珂マルシェ運営事業がシティプロモーション推進室に移管され、そちらの経費を新たに計上いたしました。そのほか市民相談事務費において、保護司会、人権擁護委員会の研修に係る経費 18 万 7,000 円を増額しております。

秘書広聴課の事業としましては、予算書 37 ページのシティプロモーション推進事業までとなっております。

説明は以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

笹島委員 これは 37 ページの高速バスラッピング、高速バスは走っているんですか、今は。

秘書広聴課長 高速バスにおきましては、現在、緊急事態宣言を受けまして運営は運休中という
ことでございます。

笹島委員 広告料はいくら払っているの、運休だと。

秘書広聴課長 本年度と同額となっております。

笹島委員 すみません、いくら払っているのと言ったんです。

秘書広聴課長 110 万円でございます。

笹島委員 何で同額なの、バス走っていないのに。

秘書広聴課長 こちらにつきましては、確かに昨年5月、やはりその時期も緊急事態宣言、国で発出されました。今回におきましても、国で緊急事態宣言が発出されました。茨城交通としましても、そういった国策、そういったものについてそちらに協力という形で運休をしているような状況でございます。そちらで金額的には同額ということで、計上したところでございます。

以上です。

笹島委員 それは減額じゃないの、同額じゃないんじゃないですか、バス走っていないのに。

秘書広聴課長 こちらにつきましては、来年度予算ということもあるんですが、今年度の予算の部分につきましては顧問弁護士とも相談をいたしまして、こちらは不測の事態にも該当する事案になるのではないかとということがあります。

また、広告料というものにつきまして、運行の部分もそうなんですが、バスのこの部分について広告を出すという部分についての広告料ということでございますので、ラッピングをしたままということになれば、例えばバスの後ろの窓のところだったらいくら、横面だったらいくらというような形になるんですが、ラッピングとして全体を覆って、年間契約という形で契約をしておりますので、そちらの減額というのは難しいということでございます。

笹島委員 ラッピングしちゃって、ラッピング取ることも簡単だよな、逆に言えば。そんなにラッピング料というのは含まれていないんだ。バスが走って何ぼという契約しているんですか、どういう契約か分からないですけども。

秘書広聴課長 ラッピングにつきましては、今年の4月のときに新たにラッピングを施した、周りにシールを貼ったということです。そちらは委託料という形になるんですけども、そちらの広告としてそういったラッピングを施してバスが走るという部分については広告料という形で計上しています。

笹島委員 このコロナ禍で、広告云々と効果というのは見込まれないでしょう。そうすると、令和3年度というのはこういう広告料というのは取りやめるべきだと思うんですけども、それは考えなかったのかな。

秘書広聴課長 一応、茨城交通さんと契約をしております、茨城交通さんに確認しましたところ、3月13日からは運行を再開する予定ですということをお返事でいただいております。なので、来年度に向けましては、一応運行することを考えて契約を結んでいきたいというふうにご考えているところでございます。

笹島委員 もしもまた新型コロナウイルス感染症の第4波、第5波が来たりとって、また運休したり云々といったら、また今言っていた110万円はこれはやっぱり払わなきゃいけないんだ。そういう契約、どういう契約しているの、それ。

秘書広聴課長 一応ラッピングなんですけれども、ラッピング自体は3年間もたせるというものを貼っています。それなので、それを外すとなるとまたお金がかかりますし、またそれでラッピングをするということになればまた100万円ぐらいの経費がかかってしまうということなので、今のところは継続してそういった形にしていきたいというふうに考えているところです。

笹島委員 というと3年間だね、そうすると。ラッピングあれして、3年契約と書いてあればいいのかな、そうすると、でしょう。

秘書広聴課長 はい、議員おっしゃるとおりでございます。

笹島委員 じゃ、問題ないじゃんね。分かりました。

副委員長 主要事業説明書2ページ、12月議会のときに広報紙をリニューアルするというお話いただきました。情報量は変わらずにリニューアルしていくということで、なかなかこれまでのものを大きく変えるというのは大変だったんじゃないかなというふうに思います。その中で大きく変えた中で費用も600万円から減額になるというのは大変すばらしいことだなと思いますので、こういう視点を大事に今後も進めていってほしいなというふうに思います。本当にこれ頑張ってください。すばらしいと思います。

その上で、3ページの広告なんですけど、私も、一部高速は変わっておりますが、ラッピングとかラジオ広告というものを同じようにやっていないかなというふうにどうしても感じてしまうんですが、誰を対象にどういう効果を見込んでこの3つの広告を打っていくのか、そのあたりお聞かせ願いたいと思います。

秘書広聴課長 シティプロモーション自体というのが、やはり子育て世帯をターゲットにということで始まったところです。ラジオ広告につきましては刷り込みという形、例えばいい那珂暮らしというのを同じような形でどんどん記憶の中に刷り込んでいくという、刷り込み効果というものを狙ったところがあります。ただ、やはり委員おっしゃるとおり、ラジオ広告につきましては、今現在は7時50分頃、大体60秒のCMを流しているところです。こちらにつきましては、通勤時間帯を狙いましてそういった方々をターゲットにやってきたところでございますが、やはりある程度一定の役割はできたのかなというふうには自負しているところです。

今回、ちょっと説明では詳しく説明していませんが、実は40万円ぐらいラジオCMについては減額して、今までは1分間という長いCMを流していたんですけれども、そちらではやはり最初は新しく聞いていただいたんですが、それが慣れてしましますと聞き流されてしまうというのもやはりご指摘のとおりだと思いますので、今回20秒のCMで1日に2回流す形態に変えさせていただきました。その中でいい那珂暮らしやイベントの告知というものを行ってきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

副委員長 ありがとうございました。説明聞いて納得しました。

同じようにとどうしてもこれだけの文面だと見えてしまうので、そのあたりどういうふうに考えていらっしゃるのかなというのをお聞きしたくて質問をいたしました。

ぜひやっぱり誰に対してどういう効果を狙ってというのは非常に大事な視点だと思えますので、そのあたり「FMぱるるん」だとどうしてもこの周辺ということになってしまって、だからこそ通勤時間帯を狙ってということなんだと思いますが、そのような視点を明確に持って今後も進めていただきたいと思えます。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 27 分）

再開（午前 11 時 28 分）

委員長 再開します。

政策企画課が出席しました。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算（政策企画課所管部分）を議題といたします。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費について説明をお願いします。

政策企画課長 政策企画課長の益子でございます。ほか 4 名が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、予算書の 40 ページをお開き願います。なお、主要事業説明書につきましては、5 ページから 10 ページでございます。

それでは、款項目、予算額の順に読み上げさせていただきます。

まず、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費 3 億 5,115 万 2,000 円でございますが、このうち 41 ページの中ほどに記載の行政改革推進事業以外が政策企画課の所管でございます。

それでは、40 ページでございます。

まず、企画費全体としましては、前年度と比較しまして 2,575 万 8,000 円の減となっております。増減の理由につきましては、この後、主な事業を説明する中で併せてご説明をさせていただきます。

それではまず、一番下の業務系システム管理事業、予算額 1 億 600 万 7,000 円でございますが、住民の情報管理や窓口サービスを行う業務系システムの維持管理経費でございます。この業務系システムにつきましては、令和 2 年にシステムを更新したところでございますが、令和 3 年度は契約後の金額ベースでの予算計上となりましたことから、入札で落ちた分としてシステム運用の委託料や使用料、電算機器の賃借料等が減額とな

り、合わせて約 950 万円の減額となっております。

次に、41 ページの一番下の情報系システム管理事業 1 億 395 万 4,000 円でございますが、庁内や各施設間のコンピューターネットワークや内部事務を行うため、情報系システムの維持管理経費でございます。この情報系ネットワークシステムにつきましては、令和 2 年度にシステムの更新作業を行いまして、本年の 4 月から更新したネットワークでの運用ということに入っていくわけでございますが、2 期目に入るとということで電算機器の賃借料等が約 2,000 万円の減となっております。

次に、42 ページをご覧願います。

下から 2 番目のデマンド交通運行事業 3,564 万 4,000 円でございますが、ひまわりタクシーの運行に係る運行補償料等の経費でございます。

次に、43 ページでございます。

上から 2 番目のいい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業 2,400 万円でございますが、子育て世帯が那珂市内に住居を新築した場合等の住宅取得助成でございます。今年度の申請状況や市内の住宅着工件数などを踏まえまして、600 万円の増となっております。

その下のいい那珂暮らし促進事業 2,726 万 8,000 円でございますが、移住に関する相談窓口や移住農業体験ツアーなどに加えまして、新規のメニューとしましてはテレワーク移住を促進するため、テレワーカーに対する移住支援金や住宅取得助成を創設するなど移住定住に係る事業を実施するための経費でございます。

なお、記載はないんですけれども、いい那珂暮らし応援団や移住ポータルサイトに係る経費を、これまで掲げておりましたまち・ひと・しごと情報発信事業というものをこの事業に統合しましたので、この事業としましては約 1,000 万円の増となっております。

次に、44 ページをお開き願います。

中ほどのいい那珂サイクルプロジェクト推進事業 146 万 3,000 円でございますが、昨年 9 月に策定しました自転車活用推進計画に基づき日常生活における自転車の活用の推進やサイクルツーリズムの推進を行うために、イベントの開催やサイクルサポートステーションの設置等に係る経費でございます。

次に、その下のいい那珂協力隊推進事業 1,863 万 4,000 円でございますが、昨年 4 月から 2 名の地域おこし協力隊が農業や静峰ふるさと公園の活性化に取り組んでおりますが、さらに来年度からは新たに 1 名を採用しまして、いい那珂オフィスにおいてサテライトオフィス誘致やテレワーカー育成支援等に取り組む予定でございますので、その 3 名分の人件費に当たる部分や活動支援等の業務委託に係る経費でございます。

次に、一番下の活力あふれるまちづくり検討事業 837 万 8,000 円でございますが、那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりに係る検討委員会や市場環境調査等に係る経費でございます。市場環境調査に係る委託料を計上しましたことから、約 600 万円の増

となっております。

企画費の説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

笹島委員 何か似たようなものがたくさんあるんだけど、いい那珂暮らしの促進とかいい那珂プロジェクト、いい那珂協力隊とかまちづくり何とかとこれは一緒にできないの、分かりづらいんだけど。

政策企画課長 昨年もやはり笹島委員からそういった同じような名前のものが多いんじゃないかというご指摘もありましたので、先ほどちょっと説明したんですが、移住定住に係る事業としては情報発信事業というのがあったんですけども、それを一つのいい那珂暮らし促進事業というふうに統合させていただいたということで、ちょっと数は多いというところはあるんですけども、一応そういう形で取組はさせてもらっております。

笹島委員 どこでも市町村でもおらが村、おらが町に来てくれと日本全国ね。今はちょうどテレワークだと、新型コロナウイルスでということでこの茨城県も結構南のほうだけでも、大体 50 キロ圏内かな、やっぱりある程度知っていると思うんだけど、東京を中心とした首都圏でやっぱりテレワークというんですか、あれですと 50 キロ圏内が多いんです。そうすると、神奈川県、埼玉県、千葉県でも木更津市辺りか、茨城県はつくば市とかくらいなんだよ。ここまで呼び込むという本当に秘策を持っていないと、今言っていたのと同じことをみんなやっているから全く魅力感じないんです。本当に滑稽でもいい、面白くてもいい、面白くなくてもいいけれども、何かインパクトないと絶対来ないのは分かっています。

ですから、そういうことを周りの市町村と同じことやっているから、本当に興味ないからみんな同じ過ぎて。何で私がこの前そういうことを言ったかと言うと、同じなんです、ネーミングからしても。I J U-L a b o、こんなの分かりづらくてしょうがないじゃないですか。何でアルファベットにしなきゃいけない。

政策企画課長 まず、1点目のテレワークにつきましては、主要事業説明書の6ページをご覧くださいんですが、そちらの下の方にテレワーク移住の推進ということで今回新規ということで考えさせていただきましたが、移住支援金というものとさらには住宅を取得する場合には住宅費の助成をするということで、市としても新たにこの辺は取組を始めさせていただこうと思っております。

あと、I J U-L a b oの話なんですけれども、I J Uとすみません、ちょっと分かりにくいんですが、U I J ターンのローマ字をちょっと入替えをしまして、そこをI J Uというふうにかけて、それでI J U-L a b oという形に名前をさせていただきました。これについては名前のインパクトというところも含めて、あとは総合的に対応できるという取組、これまでばらばらな相談の窓口というものだったわけですけども、

ここに相談すればいろんなところの相談ができるというような形で考えたいと思っています。この後、常任委員会の資料で説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

笹島委員 今言っていましたテレワークということと移住、これは別だからね。本当に移住して、何のために目的とあるじゃないですか。今言っていた都心の人がここに第2のセカンドハウスをとという手もあるわけです。向こうに仕事を持っていますから、例えば向こうに行かなきゃいけない。移住となると、今度は今言っていた農業とかここは漁業ないから、そういう形でなかなかこれも難しいです、手取り足取り教えなきゃいけないから、みんな素人の人が来るわけだから。いくらお試しやっても、向こうの利便性があるところから全く何もない、周りは虫とか動物が多くて広々として静かで買物行くのも大変だということで、だんだんそれが分かってきちゃいますから、ですから今の中間地点が一番テレワークということでは一番できることはそっちなんですよ、農業で移住よりも。一番困難なのは農業の移住でほとんどの人が辞めて帰っちゃいますから、こんなはずじゃなかったというので、よっぽどあれを持っていなければ。

テレワーク云々というのは意外と利便性があるようなところ、似たようなところで、なぜかと言うと部屋を広く借りられるんです、安く、ここら辺だと。向こうだと本当に狭い部屋で子供部屋とか何かもなく、だけれども、自分のオフィスもできるからということで、でも都心に帰らなきゃいけないといここら辺が限度ですから、そういうことをちょっと頭に入れながらやらないと、きちんと2種類に分けてやっていかないと、今のところ考えているのごった煮だから、分かりますか。

あれもやる、これも手をつけるとちゃんときちんとそれを明確な目的を持ってやらないと、全部が駄目になりますから気をつけてください。

副委員長 私も昨年、予算のときに、そろそろもう東京ばかりじゃなくてもいいんじゃないかというお話しさせていただいたと思います。その辺踏まえて、今年度どのように考えられて、このような予算組みになったのか、そのあたりお聞かせ願いますでしょうか。

政策企画課長 新たに始めようとしていることについては、テレワークについては当然首都圏からの方をターゲットとしているということですが、I J U-L a b oにつきましては、当然首都圏の方も対象にしますが、それ以外の方も相談を受けるということでそこは近隣もありますし、那珂市に対して興味を持ってくれる方に対してここに相談をすればまずはいろんな相談につながっていくという形になりますので、そういう意味では、近隣の市町村も含めての対応という形で今回拡充させていただいているという認識です。

副委員長 当然東京ばかりではなくて、近隣もという考えが含まれてこのような予算取りになったということでした。

それと、ちょっと細かい話で、7ページのサテライトオフィス誘致等でこの委託料、サ

テライトオフィスの誘致を委託するという事なんです。これはどういったところに委託するのでしょうか。

政策企画課長 こちらにつきましては、サテライトオフィスをほかの県なり自治体でも誘致の業務を請け負っているようなそういった業者がごございますので、その業者にこれまでもサテライトオフィスの誘致戦略というものの策定をお願いしているんですが、引き続き今度は実際にマッチングという形のこと、業者を連れてきてもらうという形の委託業務をお願いしようと思っております。

副委員長 分かりました。

なかなかあれだけの東京の企業の中で、那珂市のサテライトオフィスをPRしていくというのは難しいと思いますので、そういったたけているところに委託をしてということは、ある意味、お金かかっても効果的かと思っておりますので、それはいいんですが、ただえてして名前とそういうことだけで実績が上がらないとか、本当にそこがしっかりとした企業とのネットワーク持っているかというのはありますので、そのあたりは委託して終わりではなくて、しっかりと委託した後も連携を取っていただきながら見ていかないと危ないのかなと思うので、その点をお願いします。

続けて、8ページ、いい那珂サイクルプロジェクト推進事業なんですが、委託料、こちら80万円、そんな大きくはないんですが、開催支援を委託するというのはどういうことなんでしょうか。

政策企画課長 開催支援の委託、こちらについてハーフセンチュリー茨城サイクリング大会と市の大会ではなくて茨城県サイクリング協会が開催しているんですけども、そこに我々も出展するんですが、その中で開催するに当たっていろんな物品環境をつくるのにこちら国の地方創生交付金を活用している関係で、直接我々が買うという形ではなくて委託事業の中でその辺も含めて実施するというやり方がちょっと必要なものですから、そういう意味で開催支援という形の委託をして、その中で必要なサイクリストに対しての那珂市をPRするようなものを手配するというような意味合いで開催支援という表現をしています。

副委員長 分かりました。

あとは、市独自のイベントを開催するという事で、これも委託してということなんでしょうね。

それと、サイクルサポートステーションは去年も予算取りませんでしたか。新たに10か所追加するという認識でよろしいんですか。

政策企画課長 去年も予算を取りまして9か所設置をさせていただいたんですが、当然9か所では足りないんで、どんどん増やしていくという意味で来年度も10か所の予算を計上させてもらっております。

副委員長 9か所の場所は分かりますか。

政策企画課長 コンビニがあります。あと、静峰ふるさと公園、清水洞の上公園とあと芳野の直売所と総合公園、あと木内酒造、あとはコンビニが4か所でしょうか。

副委員長 分かりました。後でちょっと詳しく教えて、見たことなかったなと思って、すみません、私が触れていないだけだと思いますけれども、失礼しました。

それと最後、広域サイクリングルートの連携ということで、奥久慈里山ヒルクライムルートは那珂市通っていないですね。これは負担金出すのであれば、那珂市を通るように調整とかできなかつたものなんでしょうか。

政策企画課長 こちらのルートの検討段階においては、当然、関係する市町村に対してもモデルルートというか、推奨するルートみたいな照会がありまして、我々もたくさん出しましたが、残念ながら選ばれなかったんですけれども、ただ我々としても、今回計画をつくった中で市内のサイクリングルートというものを4つ設定させてもらっています。それについては奥久慈のヒルクライムルートのほうから那珂市に引き込むようなイメージの設定もしておりますので、そういう意味で広域ルートの支線という形で那珂市内に来ていただくような連携で考えていきたいと思っています。

副委員長 当然連携ですからそこからのつながりという部分でやっていただければいいのかと思います。コースが那珂市にあればやっぱりそこを起点に連携すればもっと分かりやすかったのかなと思いますので、負担金を払ってこういう形でやるのであれば、当然何か私としても那珂市もルートの一部通ってほしかったなという思いがありますので、今後見直し等あればその辺もしっかりと那珂市として訴えていただきたいなというふうに思います。

それから、前回、この推進計画つくるときに話が出たこととして、やっぱりレジャーというんですか、そちらでばかりじゃなくて、市民の生活もということが出たと思います。それから、中学生の通学が一番多分、自転車使うだろうという話もありまして、その辺の対応というのはこのあたりどこか、矢羽根になるのかなとは思いますが、どんなふうに考えていらっしゃるのか、教えていただけますでしょうか。

政策企画課長 走行環境の面で言えば、サイクリストも市内で利用される市民の方も一緒だとは思いますが、例えば市の独自のイベントというものも考えておりまして、その中では交通安全という視点でやるのかもしくは健康という視点でやるのかというのはあるんですけれども、その辺は市民に対してのイベントという意味での開催は考えていかなきゃならないというふうに思っております。

以上です。

副委員長 すみません、そうすると、例えばここでは土木課に別途計上ということで金額出ていませんけれども、これはあのときも出た青い矢羽根で拡幅までは難しいけれどもというようなことをやっていくのかなと勝手に思ったんですが、この中身はそういうことではないんですか。

政策企画課長 そうです。こちら道路補修の関係で一体的にやったほうがいいということで、土木課に計上をお願いしましたが、来年度の予定としては、市内の中で 13 キロほどの矢羽根を貼るといことがメインにはなると思います。

その中で例えば市民の方なり通学という視点で利用が考えられるルートとしましては、今整備が進みました菅谷市毛線の部分には路肩も結構な幅がございますので、そこは走りやすいと思いますので、そこについては矢羽根というものを整備していきたいと思っています。

副委員長 どちらが先ということではなくて同時並行で予算もありますので、急激に進むということはないとは思いますが、ぜひそちら側の視点も忘れることなく併せて整備を進めていただければと思います。

最後、9 ページ、いい那珂協力隊活動費、人件費は分かるんですが、活動費 495 万円、活動支援業務 244 万 2,000 円は結構大きな金額だと思うんですけども、これはどんなことに使うんですか。

政策企画課長 まず、活動費につきましては、いわゆる協力隊の方がいろんな取組をするに当たって住むための住宅費なんかも入っていますけれども、それ以外に取組をするために必要な経費として 1 人当たり 150 万円という形の金額になっております。これにつきましては、国の特別交付税の措置の中でも活動費は 150 万円ということで財政措置がありますので、同じ形の金額を計上させてもらっています。

さらに、活動支援業務としましては、こちら協力隊自体を業者に活動支援という形で委託事業で全てお任せする形を取りますので、その中で協力隊の管理ですか、というのも含めてやってもらいますので、その辺の金額として上がっております。

こちら全体として委託料で 1,800 万円ほどございますが、これについてはそのうち国ほうから特別交付税で措置がされておりますのは 1,400 万円ほどは措置されますので、残りを市が負担をしながら実施をしている事業ということでございます。

副委員長 非常に 2 名の方、今、頑張ってるっていらっしゃいますので、効果的な事業だと思いますし、いいことだとは思いますが、やっぱり大切なお金ですので、ちゃんと隊員向けの研修ではあの方たちにお金使われているのかなとかそういったところがちょっと心配で、活動費相当というのはこちらは直接隊員に 500 万円近くのもの支払われるという形でのよろしいんですか。

政策企画課長 こちらは運営委託をする業者に対して人件費も含めて委託をするという形になっていまして、その運営する業者から人件費なり活動費というものを支出していただくという形になりますが、当然人としての枠はありますので、そこは守っていただいているような形になります。

その運営委託をしている業者につきましては、協力隊の募集なんかもやっていただいているところなんですけれども、実際やっている社長さんはもともと県の協力隊をやって

いた方で起業された方ですので、そういった意味でいろんなノウハウを持っている方ですので、そこに我々も一括でお願いをして協力隊の管理とその活動の管理という面も含めてお願いをしているということでございます。

笹島委員 この協力隊は具体的にどんなような目的で委託して、ほとんど委託しているんだろうけれども、自分たちは関わっていないから分からないでしょうけれども、その人たちにお任せしているわけでしょう。どんなことを具体的に、抽象的じゃなく、目標持ってこれとこれということできちんとそういうのをやっているのかな。

政策企画課長 現在活動している2人につきましては、1人は農業の活性化ということをテーマに活動していただいています。もう一人につきましては、静峰ふるさと公園のやはり活性化ということで活動していただいております。具体的に取り組を申し上げますと、農業の活性化に取り組んでいる入江さんという方、女性なんですけれども、その方についてはフェルミエ那珂という農業者の団体があるんですけれども、その方たちとの協力をしながらの活動というのが中心になっているんですが、例えば新型コロナウイルスのときにドライブスルーマルシェというのをやって野菜ボックスというのを販売したんですけれども、あれについても協力隊の方の発案で始まったものでございますし、それも今現在続いております。さらには、最近ですと、コロナ禍に苦む飲食店と市内の農業者の方がコラボした形でランチボックスというものを販売しました。これも完売したような状況でございます。

最近で言いますと、干し芋に関して新たな干し芋の商品なんかの開発に取り組んでいるというふうに聞いています。

あと、静峰ふるさと公園の活性化に取り組んでいる八子さんというやはりこちらも女性の方なんですけれども、その方につきましてはちょっと八重桜まつりとかが中止になってなかなか活動しにくい部分はあるんですが、10月には静峰ふるさと公園でナイトシネマというものを企画しまして、ただ残念ながら雨のためセッティングまではしたんですが、上映はしなかったんですけれども、そういったものを企画をしました。

あと、先日の日曜日には青空クローゼットという取組をやりまして、そこにいわゆる子供服のおさがりを持ってきてもらって、それをただで今度は持って帰ってもらうというような取組しまして、それについては600の方が来場してかなり盛況だったというふうに聞いております。

お二人とも若いということありますので、情報発信力というのが非常に強い部分がありまして、これまで新聞とかテレビとかラジオでも50回程度は取り上げられているということで、那珂市にとっても非常にPRにはなっているんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

笹島委員 今はどこの市町村でも、どこの民間会社でもみんな情報過多になって情報発信して

いるから見るほうも大変なんでしょうけれども、ただ、今言っていたせっかくこういう方たち、プロかセミプロか分かりませんが、情報発信は若いからだからこれは得意でしょうから、もし農業云々だったらその若い力で今言っていた特産物云々という。農業に関しては私は分かりませんが、プロかセミプロか素人か、そういうものをしてもらっている農家さんとか見て回って、今言っていたこういうものどうかな、こういうもの売れそうかなと、ほかの市町村なんか知っているかどうか知らないですけども、周り、那珂市以外のことを知っていらっしゃるんだとしたら、これは売れるんじゃないかとこれは人気を呼ぶんじゃないかと分かるはずですよ。

ですから、そういうものも私が言いたいのは何か残してくれよと、情報発信はいろんな人ができますから、それは。ただ、今私が言った何か残してくれよと、せっかく2人も3人も雇うんだから、静峰公園でもいいですけども、何か残してくれよと。いずれまた変えるんでしょうから人を変えたり何かしたりしなきゃいけないですから、いつまでもいるわけじゃないですから、2年、3年ぐらいでまた変えて違う人とかといろんなものを変えながらやっていかないと進化しないですよ。ですから、その人たちにせっかく雇っているんだから、委託もしているんだから、あなたたちの考え方を何か残してくれよと、那珂市に、手ぶらで帰ってくれるんじゃないよとそういう考えでやらないと絶対駄目ですから人ごとになっちゃうから、よろしく願いいたします。

君嶋委員 4 ページ、43 ページ、いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得事業、先ほど課長、今年度 600 万円増額ということですけども、そうすると 2,400 万円。これは以前からも助成事業やっていると思うんですけども、市内在住の方が 10 万円、市外が 20 万円とこれは変わらないですよ。その中で何件ぐらいを昨年度希望があったのか、助成されたのか、まずお聞きしたいと思います。

政策企画課長 まず、令和元年度の実績で申しますと、市内 10 万円の対象の方が 96 件で 960 万円、市外から転入された方が 98 件で 1,960 万円、合計で 2,920 万円です。今年度の状況申し上げますと、2月までの受付した分ということになりますが、市内での 10 万円の対象の方は 84 件の 840 万円、市外から転入され方も件数は同じなんですけど、84 件の 1,680 万円、現在の執行状況としては 2,520 万円ということです。これについては、当初予算につきましては 1,800 万円を組ませていただいたんですが、補正予算で増額をさせてもらってまして、現在予算としましては 3,600 万円ほどある状況でございます。

君嶋委員 ということは毎年、那珂市に家を建てる方、若い世帯の方が増えてきているということで見えるわけですよ。

その PR というのはやはり今でも不動産屋さんとか住宅メーカーさんと同じように話しているのか、その点。

政策企画課長 こちらについては当然我々も市のいろんな媒体を使って PR はしていますけれども、あと一番直接的には住宅メーカーさんなりにそういう建てる方に対してご案内を

してもらおうということをお願いをしております。

君嶋委員 了解しました。

委員長 ほかにありませんか。

ちょっと一つだけ、活力あふれるまちづくり検討事業で、市場環境調査 798 万 8,000 円、これはインターチェンジ周辺の市場調査ですね。期間どのくらいの期間を調査するの。

政策企画課長 期間はまだはっきりとは決めておりませんが、いずれにしても令和3年度中の調査ということで考えております。

委員長 分かりました。

ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、12時過ぎますけれども、ひとつよろしく申し上げます。

次に、2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費、2目各種統計調査費について説明をお願いいたします。

政策企画課長 引き続き、政策企画課です。

それでは、予算書の63ページをお開き願います。

2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費 798 万 3,000 円でございます。こちらは職員人件費や統計調査に係る事務費等でございます。

次に、下のほうの2目各種統計調査費 238 万円でございますが、学校基本調査をはじめ各種統計調査に係る経費でございます。一番下の経済センサス活動調査費につきましては、5年に一度の調査年でございますので、約200万円の増となっております。一方で、国勢調査につきましては今年度実施しましたことから、令和3年度は予算がございませんので、約1,800万円の減となりまして、差引きで1,600万円ほどトータルでは減になっている状況でございます。

統計調査費の説明につきましては、以上でございます。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、次に、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費について説明をお願いします。

政策企画課長 それでは、予算書の104ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費 4,532 万円でございますが、このうち政策企画課の所管は105ページの一番上、企業立地促進事業 54 万 4,000 円でございます。こちらは企業誘致支援に係る委託業務や県の工業団地企業立地推進協議会の負担金等の経費でございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑。

副委員長 こちらは去年も副市長に、ぜひ力を発揮していただいて企業立地頑張ってくださいというお話しさせていただきました。1年間どうでしょうか。

副市長 今年1年間は、市内でどういうことができるかというのをいろいろ勉強させていただきました。やはり市の工業団地、こちら那珂西部工業団地につきましては、今市内は電気料が安いということで、それを使って誘致できないか、電気を使ってやるということで、今、植物工場というのが有効ではないかということで、市でも前から誘致に関して誘導施策打っていますので、それをやっていこうというふうに今考えています。提供できる土地はどこかというのを今担当で調べてくれて、今まとめてもらっている状況です。

来年は何を考えているかということ、実際にほかのところで植物工場をやっているところ、そこにメールを送りまして那珂市の紹介と那珂市のメリットをお送りして、那珂市でどうですかというアンケート調査をやろうということで、その予算を今取っています。それをやって、実際にアンケートの結果で投資を考えているというようなところがあれば、そこへ直接行くまたはお話をするというような情報交換をしたいということで、今年、そういう工場を造っている企業に資材とか情報を提供している会社がございます、そういう会社と情報交換しまして、那珂市は電気料金安いので、ほかに比べてメリットがあるよというお話をいただいたところです。

その後は、まだ構想の中にあることなんですけれども、今度は資材とかノウハウを持っている企業さん、そういうところでセミナーを開きたいと思っています、そういう企業を集めて。私、東京にいるときに企業さん集めるセミナーというのをやったんですけれども、そういう形でその頃は新型コロナウイルスが収まっているでしょうから、そちらに赴いてセミナーを開いて、那珂市はこういう状況ですと、電気料安いし、人はいますとそういうセミナーを開いて、その人たちから企業さんへ那珂市がいいよという情報を提供してもらって、那珂市に来ていただくこうというようなことを今考えている状況でございます。

副委員長 コロナ等でなかなか直接行くというというのが難しい中で、今言われたとおり明確にターゲットを決めてメール等で連絡してというのは非常に有効かと思えます。ぜひその取組進めていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上で質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。お疲れさまでした。

休憩(午後0時07分)

再開（午後1時00分）

委員長 再開いたします。

続きまして、常任委員会協議・報告案件であります那珂市デマンド交通「ひまわりタクシー」の「ひたちなか市」乗り入れについてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

政策企画課長 引き続きまして、政策企画課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、常任委員会資料の1ページをお開き願います。

那珂市デマンド交通「ひまわりタクシー」のひたちなか市乗り入れについてご説明いたします。

平成31年4月より、ひまわりタクシーの水戸市への乗り入れを中心とした運行内容の拡充を行ったところですが、引き続き市民の日常生活に必要な移動手段を維持・確保し、誰もが利用しやすく、利便性の高い持続可能な地域公共交通サービスを提供するために、令和3年4月より新たにひたちなか市への乗り入れを開始するものでございます。

1番、乗車場所でございますが、ひたちなか市の乗降場所の選定に当たりましては、利用者の希望やスケジュールに沿った運行が可能な距離の範囲、安全に乗降できる場所などを考慮しましたほか、市内の妊婦の方等は那珂市内に産婦人科がないことからひたちなか市の産婦人科に通院するケースも多いと聞いておりますので、これらを踏まえまして5か所を乗降場所として選定させていただくことといたしました。①番としましては、図に書いてありますけれども、勝田駅の西口、こちらは降車のみということでございます。②番の小松整形外科、③番、加瀬病院、④番、はやかわクリニック、⑤番、小浜産婦人科の5か所でございます。

2番の利用料金でございますが、水戸市の乗り入れと同様に那珂市内料金の倍額としまして、一般（中学生以上）の方が600円、障がい者や小学生の方が200円でございます。

3番のこれまでの経緯でございますが、こちらの運行を始めるに当たっていろんなところと調整したということでございますが、昨年の10月から12月にかけてひたちなか市役所の企画調整課や県ハイヤータクシー協会常陸那珂部会、勝田駅西口構内組合、この2つはひたちなか市のタクシー業界ということですが、さらにはJR水戸支社、茨城運輸支局、乗降場所となる各施設等と協議を行いましてご了解をいただきました。その上で、先月2月に那珂市の地域公共交通会議やひたちなか市の公共交通活性化協議会においてご承認をいただきました。さらに、市内のタクシー事業者、ひまわりタクシーを運行していただいている2つの事業者ですが、そこから茨城運輸支局へ届出を出していただきまして、手続としては完了ということでございます。

最後に、参考としまして、現在のひまわりタクシーの運行体制を記載しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

副委員長 1点確認なのですが、ひたちなか市まで乗り入れることで予算は増えてはいない、既存のタクシーを利用して、ただエリアだけ広がったという認識でよろしいんですか。

政策企画課長 おっしゃるとおりでございます。とりあえずまずスタートの時点では今の台数、運行体制でスタートをさせていただいて、ちょっとどのくらい影響があるかというのが見えないものですから、その運行状況を見ながら必要に応じて増台なりをするのかどうかというのは、1年間の中で検討していきたいというふうに考えております。

副委員長 すみません、追加でもう1点、非常に努力していただいているところと交渉して、これだけ決めるの大変だったろうなと思います。勝田駅もやっぱり水戸駅と一緒に降車のみなんだなというところで、その点は残念に思いますが、それでも勝田駅まで行くということは評価したいとは思いますが、これ全部西側ですよ。東側の日製水戸病院とか病院関係で言えばもう少し需要があるところあるのかなとは思いますが、こちらを選んだ、産婦人科というのはわかりますけれども、東側にも産婦人科は母と子の病院とかあると思うんですが、そのあたりこういうふうに決まったというところはどのようなことだったのか、その点だけ確認させてください。

政策企画課長 乗降場所の選定に当たりましては、先ほどの説明の中にもあったんですが、スケジュールに沿った運行が可能な距離ということで、あまり遠いところだと市内の事業所さんが戻ってこられないとかそういった問題が生じますので、そういう意味ではある意味国道6号線よりもこちら側というところをメインに考えさせていただいたということでございます。

副委員長 常磐線より西側ということですね、分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

続いて、次に、いい那珂 I J U - L a b o の設置についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

政策企画課長 それでは、2ページをご覧ください。

いい那珂 I J U - L a b o の設置についてご説明いたします。

若者のU I Jターンや移住・二地域居住に興味がある方を対象に、移住や仕事、就農の相談、住まいの紹介をワンストップで対応できる総合相談窓口をいい那珂オフィス内に設置するものでございます。

1番の相談内容でございますが、那珂市への移住等に関する相談を広く引き受ける窓口となりまして、具体的な相談内容に応じて、関係者が連携して一体的に対応する形で実施していきたいと思っております。

(1) 番、移住相談につきましては、移住相談員の配置により那珂市の紹介や生活環境の紹介などを行うとともに、協力隊によるリアルな移住体験などを提供していきたいと考えております。

(2) 番、仕事の相談は、企業支援コーディネーターによる創業相談やハローワークと連携した情報提供、これはパソコンでハローワークの求人情報を検索・閲覧し、情報提供したいと考えております。

(3) 番、就農相談は、農業関係の各種補助制度の紹介や地元生産者と連携した現場の声などを提供したいと考えております。

(4) 番、住まいの紹介は、空き家バンクの物件の紹介や地元不動産業者と連携した情報提供などをしていきたいと考えております。

なお、下線の部分につきましては、地元の生産者や地元不動産業者と相談を受ける上で連携できる内容を今後調整しまして、拡充をしていきたいと考えている内容でございます。

2番の相談体制等でございますが、(1) 場所としましては、商工会 2階に本年の4月にオープン予定のいい那珂オフィスの中でございます。

(2) 体制等としましては、コロナ禍を踏まえましてオンラインでの相談、事前予約制というものを基本としまして、相談内容に応じた関係者に参加をしていただき、一体的に対応するものでございます。なお、対面でのリアルな窓口開設というものは、週1回程度を予定したいと考えております。

メンバーとしましては、移住相談員がコーディネート役となりまして、地域おこし協力隊、企業支援コーディネーター、市役所の政策企画課や農政課、商工観光課、建築課など相談内容に応じて参加していただく想定でございます。

なお、先ほども申し上げましたとおり、農業生産者や不動産業者等との連携についても拡充を今後していきたいと考えております。

3番の開設時期は、令和3年4月1日からでございます。

次のページは、参考にポンチ絵をつけさせていただいておりますが、ただいま説明した内容と同様の内容が記載されておりますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

副委員長 ここで就農相談と住まいの紹介で空き家バンク等ありますけれども、設定していただくのはいいんですが、やっぱりこれ横の連携、各課との連携が非常に大事だと思うんです。こういうことをやるけれども、これは政策企画課の仕事だよではなくて、このあたりしっかりと各課と連携取っていただいて実効性のあるものを提案していただければ

なというふうに思いますし、特に就農関係とか、私も9月一般質問やらせていただきましたけれども、就農の農政課自体の制度がしっかりしていないとなかなか紹介してもということになってしまうと思いますので、そのあたりはぜひ連携取って進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

政策企画課長 こちらの制度設計に当たりましては、我々が勝手に考えたのではなくて、やはり関係する農政課とか建築課とか商工観光課とかその辺も当然一緒になった形で制度設計をさせてもらいましたので、この運用に当たっては当然協力をした体制の中で実施していきたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

政策企画課長 ちょっとすみません、1点だけ補足させていただきたいんですが、先ほど空き家バンクの担当課という意味で市役所の関係課の中ですと建築課と書かせてもらっているんですが、今度、組織の改正の中で、建築課から空き家バンクの業務については都市計画課に移動する予定でございますので、補足で説明させていただきました。

委員長 了解です。

笹島委員 現実的に仕事を持っている人はこちら来て仕事を探してと、こちらで起業する人とかいろいろな種類の方がありますよね。そうすると、やっぱりせっかく来ていただくんだから、ある程度働いてもらってちゃんと税金を納めてもらってというのが目的ですよ。ただただ来てもらって那珂市を知ってもらって、はい、さようならというわけじゃないですよ。そうすると、具体的にどういう形にしようと思っているの、具体的がないんですけれども、若い人たちをUターン、Jターンしてもらって来てもらって云々なんてやっぱり富裕層を狙っているの、どういう人を狙っているのこれは。

政策企画課長 ターゲットとしまして、まずあるのはやはりU I Jターンに該当するような若者の方だと思っています。あとは、移住とか二地域居住につきましては、二地域居住なんていう方についてはもしかすると高齢の方も対象となるでしょうし、そこについては狭くターゲットを絞っているわけではなくて、広く考えたいと思っていますけれども、その中でもやはり若者のU I Jターンというところは力を入れなきゃならないかなと思っています。

こちらは相談窓口ということになりまして、まずは我々のところでここにI J U-L a b oに相談をすればまずは入り口として那珂市に入っていけるよと、そこからいろんな仕組みなりに広げていって、移住につながっていけるような流れに持っていくような役割を果たしていきたいなというふうに思っております。

笹島委員 どの市町村でも若者若者と、こちらで来ていただいてお子さんを産んでいただいて家族を増やしていただいてということはどこでも同じだよ、理想だよ。定年退職になって、那珂市出身だけれども、東京に行って今度帰ってきたいとかという方もたくさんいらっしゃいます。そういう人たちはどうするの、それは。

政策企画課長 そういう方も当然相談という形があれば拒むものではありませんので、そういう方でもご相談をいただいた上で我々は丁寧に対応していきたいと思っております。

笹島委員 ここに若者と外すべきだよ。来るもの拒まずで、今言っていた東京でお金持ちがこちらに帰ってくるかもしれないじゃないですか、分からないじゃないですか。若い人で、向こうで変な話だけれども、いろんな人生失敗してこちらに来るかもしれないじゃないですか。いろんな人がいて、そちらは別に審査するわけじゃないでしょう、来るもの拒まずでしょう。その中から 10 人来て 1 人か 2 人残ればいいなという感じであれするわけでしょう。100%うまくいくわけじゃないじゃないですか、世の中。そういう形でやっぱり広く浅くそういうふうにして門戸を開いていかないと、若者はどこでも同じことをやっているから自分で攻めているから。

政策企画課長 すみません、このリード文のところに若者の U I J ターンやというふうにしてあるんですけども、若者が全部つながっているわけじゃなくて、我々のごめんなさい、認識ですと若者の U I J ターンで切れていまして、それ以降の移住・二地域居住については特に年齢とか対象を絞っているという意味ではなくて、ですので広く対象としては考えているということでございます。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

次に、地方創生関係交付金を活用した事業の実施状況についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

政策企画課長 それでは、4 ページをご覧ください。

地方創生関係交付金を活用した事業の実施状況についてご説明いたします。

第 2 期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方創生関係交付金を活用して実施している事業につきましては、議会に事業実績等を報告することとしておりますので、下記の 2 項目について、令和元年度の実績等について報告するものでございます。

それでは、次のページの個表にてご説明をいたしますので、5 ページをお開き願います。

国への申請事業名としましては、つながる茨城チャレンジフィールドプロジェクトでございまして、これは茨城県と那珂市を含む 17 市町による広域連携事業として共同で申請している事業でございます。

事業概要の欄でございますが、市民との交流や本市の特色を生かした体験プログラムにより、関係人口の創出・深化を図るとともに、市民主体で関係性が継続する体制の構築を図ります。また、創業支援・サテライトオフィス機能を有する施設を設置し、地域課題の解決に寄与する企業を誘致することにより雇用を確保できる仕組みを構築するとともに、多様な働き方の実現を目指します。

取組みの欄でございます。

主なものを申し上げますと、いい那珂暮らし応援団の運営、農業体験ツアーの実施、住まいづくりフェアの開催、移住ポータルサイトの運営、お試し居住施設の運営、移住相談窓口等の運営、サテライトオフィス誘致戦略の策定などがございます。

次に、重要業績評価指標、いわゆるK P I の達成状況でございます。

指標①社会動態による年間増加者数は、令和元年度の欄でございますけれども、上段が目標値で50人、下段が実績値で22人でございます未達成となっております。

指標の②各種移住制度を利用した転入者数は、実績値は314人で目標を大きく上回っております。

指標③事業実施による関係人口創出数は、市の移住関係の事業を利用した人数でございます、実績値は78人で目標をおおむね達成しております。

指標の④の目標設定は、令和2年度からとなっておりますので、令和元年度はございません。

次に、有識者による意見の欄でございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や進行管理を行うために、住民代表をはじめ産業、教育、金融、労働分野のメンバーからなります有識者会議というものを設置しておりますけれども、その有識者の方々にこの事業を評価していただいた際の主な意見が記載のとおりでございますが、総じての評価結果としましては、K P I 達成に有効であったとの内容でございました。

次に、今後の方針の欄でございますが、新たな取組としまして、③番の2行目の後段のところですが、「移住支援としごと創出の場」を整備し、これは4月にオープン予定のいい那珂オフィスということでございますが、移住に関する支援及び創業や女性再雇用等に向けたセミナー開催やインターンシップによる支援などを実施することとし、今後もさらに発展させていく方針ということになっております。

次に、6ページをご覧ください。

国への申請事業名としましては、デマンド交通域外運行拡充事業でございますが、これはひまわりタクシーの運行について、令和元年度から水戸市への乗り入れや土曜日の運行、運行時間の拡大、車両の増大など運行体制を拡充した部分につきまして、交付金を活用させていただいているものでございます。

事業概要の欄でございますが、運転免許を返納した高齢者など交通弱者等の移動手段の確保並びに外出機会の創出を図るため、デマンドタクシーの運行体系を拡充し、安心・安全に生活できる交通環境を整備します。また、今後は医療・福祉機関や商業施設、地域住民団体等と連携できる取組やマッチング事業の検討を行い、利便性や乗合効率の向上並びに利用者の拡大を図ります。

取組みの欄でございますが、主なものを申し上げますと、①水戸市への域外運行をはじめ拡充した運行体制によりデマンドタクシーを運行する、③番のアンケート調査等によ

り利用者の意見などを分析し、さらなる利便性の向上や効果的な運行体制を検討する、④番、福祉施設や商業施設、自治会等に出向き、出前講座などにより利用促進を図るなどでございます。

次に、重要業績評価指標K P I の達成状況でございます。

指標の①デマンドタクシー年間利用者数は、令和元年度の欄でございますが、上段の目標値は1万7,000人、下段の実績値は1万9704人であり、目標値を上回っております。

指標の②医療機関への利用者数は、実績値は1万1,000人で目標値を上回っております。

指標の③日常生活において目的地まで移動に不便を感じている市民の割合、これは値が低いほうがよいということになりますが、実績値は22.86%であり、未達成ということになっております。

指標の④の目標設定は令和2年度からとなっておりますので、令和元年度はございません。

次に、有識者による意見の欄でございます。

有識者の方々にこの事業を評価していただいた際の主な意見が記載されておりますが、総じての評価結果としてはK P I の達成には有効であったとの内容でございます。

次に、今後の方針の欄でございます。

2段落目でございますが、地域公共交通として、デマンドタクシーの利用者はさらなる増加が期待されることから予約の簡素化や運行の効率化の向上を図るため、運行配車システム導入の検討を進めるとともに、医療機関や福祉施設、商業施設、地域団体等と連携し、官民一体となって事業を支えていくことにより、今後もさらに発展させていく方針ということになっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。ありませんか。

笹島委員 これは地方創生交付金は令和元年あたりから来て、これからもこれはあと何年か続くのかな。

政策企画課長 すみません、スタートの時期は今ちょっと承知していませんが、例えば今年度で終わりますとか来年度で終わりますという話にはなっておりませんので、これはしばらくの間は続くものだというふうに思っております。

笹島委員 結構国が力を入れてやっているから、いろんな何かメニューがあるんじゃないの。だからそちらメニューに合致すれば、大体、補助率は2分の1ですか。3分の2というのはあまりないんだ、ほとんど2分の1ですね、そうすると。じゃ、もっともって国が一番力を入れているんじゃないかな、地方に対してもっと活力あるあれをしてくれということなので、メニューはいくつあるのか知らないんですけども、当てはまるものは

どんどん取り入れたらいいと思うんですけども、それは知恵は絞っているんですか。

政策企画課長 当然おっしゃるとおり地方創生交付金というものを活用しているんな取組を進めるべきということで、それは我々も当然思っているんですけども、やはり活用できる事業とか範囲とかがありますので、その範囲でできる限り国の予算を使って市の予算を減らして実施するのは当然いいことですので、なるべく交付金に当たる事業についてはこの創生交付金を充当した中で実施を進めております。

笹島委員 それと、何かこの地方創生交付金は現実的にそぐわないんじゃないかという一部そういうものもあるけれども、なかなか市町村に対して現実的にそぐわないようなメニューじゃないかというんですが、どうなんですか、それは。

政策企画課長 ある意味、国から使っていい範囲というのは当然限定というか、指示ということがありますので、その範囲ということになりますけれども、ですので、そういう意味では何でも使えるということでは当然ないという意味ではおっしゃるような使いにくさという面はあるとは思いますが、でもそれはやはり地方創生を進めるという観点の事業に充当していくということになりますので、そういう意味ではやむを得ないのかなとは思っております。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩（午後 1 時 26 分）

再開（午後 1 時 28 分）

委員長 再開いたします。

総務課と消防本部、それと瓜連支所が出席いたしました。

議案第 3 号 那珂市行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 総務課長の飛田でございます。ほか関係課職員 8 名が出席をしております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案書の 1 - 2 ページをお開き願います。

議案第 3 号 那珂市行政組織条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由です。

令和 3 年 4 月からの那珂市行政組織機構の見直しに伴い、部の分掌事務の一部を改正するため、本条例の一部を改正するものでございます。

2 ページ、3 ページが一部改正後の条例でございます。

4 ページから 6 ページが新旧対照表になってございます。

7 ページをお開き願います。

改正の概要でございます。

条文第2条において、部の分掌事務の変更を行います。4月からの組織見直しに伴い、建築課の廃止や管財課の新設、また財政課が総務部から企画部へ移動などがございます。これに伴いまして各部内で行っている業務に変更が生じますので、今回、分掌事務の一部を変更するものでございます。

まず、上からでございますけれども、市民生活部から企画部への変更でございます。こちらは市民生活部環境課の消費生活センターが企画部秘書広聴課の市民相談室に移動することに伴い、消費生活センターの分掌事務である消費生活に関することを市民生活部から企画部へ変更いたします。

続きまして、総務部から企画部でございますけれども、現在総務部にあります財政課が企画部へ移動することから、予算の編成及び財務に関すること並びに契約に関すること、工事の検査に関すること、以上3点が総務部から企画部へ変更になります。

続きまして、企画部から総務部のうち行政改革に関することは、以前の見直しのときに漏れていたものを今回変更するものでございます。

続きまして、電算システムの企画及び推進に関することは、現在、政策企画課で行っているIT業務を、新設をいたします総務部管財課で行うための変更でございます。

建設部から総務部は、建設部建築課で行っております市営住宅に関する業務を、新設をいたします総務部管財課で行うための変更でございます。

建設部から産業部は、建設部土木課で行っています地籍調査に関する業務を産業部農政課で行うための変更でございます。

その他文言の修正で、「部等の分掌事務」となっておりますところを「等」を削除いたしまして「部の分掌事務」と改正をいたします。

執行期日は、令和3年4月1日からでございます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 これも前に上がってきたときに12月でしたか、私なりに財政の話をさせていただきました。全員協議会の中でも何人かの議員さんから財政課と政策企画課が一緒になるのはどうなのかというお話いただきました。結果、こうなったというのはそれで構いませんけれども、その意見を受けてその後どのような検証をされて最終的にこうなったのか、ご説明をお願いします。

総務課長 12月第4回定例会において、小泉委員から、企画部に財政課を持っていくことによって企画部長の権限が強力になってしまいますというお話をいただいたと思うんですけれども、あのときもお話をさせていただきました。

また、その後また戻っているいろいろ協議をしたんですけども、最終的には予算ないしは政策企画に関して企画部長一人で判断をするものではなくて、役所としまして部長会議ないしは庁議、またその上には政策幹部会議というのございます。そちらで検討して市の方針を決定いたしますので、あくまで財政課を企画部に持っていても問題はないということで、このような見直しにさせていただきました。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第4号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、議案書の8ページをお開き願います。

議案第4号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案理由です。

地方公務員の育児休業に関する法律及び地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員についても育児休業等の取得を可能とされたことから、法が条例に定めることとした規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

9ページから12ページまでは、一部改正後の条例でございます。

13ページから21ページが新旧対照表となっております。

22ページをお開き願います。

改正の概要でございます。

条文の第1条において、地方公務員の育児休業に関する法律や地方公務員法の改正に伴う条の改正を行います。

第2条におきまして、育児休業をすることができない会計年度任用職員の要件を規定いたします。主に在職期間が1年以上であることや週の勤務日数が3日以上または年間の勤務日数が121日以上などの要件を満たさなければ、育児休業を取得できないものとし

ております。

第2条の3におきまして、育児休業を取得できる期間を規定し、第2条の4におきましては、その要件を規定いたします。原則としましては、子の1歳到達日までとしますが、要件によりまして2歳到達日までが取得可能となります。

第3条におきましては、同一の子において2回以上の育児休業をすることができる要件を規定するものでございます。

第7条におきましては、期末手当の支給についてを明記しております。会計年度任用職員は勤勉手当が支給されないため、育児休業をしている職員の期末手当の支給は適用外になるということを明記いたします。

第9条におきましては、引用している法律の改正に伴う条の修正でございます。

第17条におきましては、育児部分休業をすることができない会計年度任用職員の要件を規定しております。

第18条においては、育児部分休業の可能時間について規定をしております。

第19条におきましては、部分休業をした場合の給与の取扱いについて規定をしたものでございます。育児休業中は報酬が支払われないことと同様に、支給しないことを明記いたしました。

施行期日は、令和3年4月1日からでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第5号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 24ページをお開き願います。

議案第5号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由です。

新型コロナウイルス感染症対策業務に関し感染症防疫業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例を新たに規定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

25 ページは、一部改正後の条例でございます。

26 ページ、27 ページは、新旧対照表となっております。

28 ページをお開き願います。

改正の概要でございます。

第1条において、地方公務員法と那珂市職員の給与に関する条例の改正による条ずれを修正するものでございます。

附則第2項において、特殊勤務手当の特例について、手当の支給要件となる防疫作業について規定をするものでございます。具体的な作業といたしましては、市の規則において定めます。主な作業といたしましては、新型コロナウイルス感染症の患者等の移送作業を想定しております。保健所の依頼により患者を病院などへ移送する作業でございます。また、患者等に接して行う作業、患者等が使用した物件の処理などを想定される作業として規定しております。

また、第3項におきましては、その手当の額について規定をするものでございます。支給額につきましては、1日につき何度作業をいたしましても1,000円といたします。ただし、感染症の患者等の身体、体に接触して行う作業を長時間、おおよそ2時間でございますけれども、長時間にわたり従事した場合には1,500円といたします。支給額につきましては、人事院規則を根拠として定めております。

施行期日は、改正条例は公布の日から、附則の第2、第3項につきましては令和3年1月1日から適用をいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第18号 令和3年度那珂市一般会計予算(総務課及び瓜連支所所管部分)を議題といたします。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費について説明を求めます。

総務課長 それでは、引き続きよろしく申し上げます。

予算書をご用意ください。予算書の30ページをお開き願います。

款項目、本年度予算額の順に読み上げます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費1億9,805万2,000円、前年度と比較しまして1,268万5,000円の減でございます。減額の主な理由でございますけれども、議員が1名減による議員人件費が981万5,000円の減、また本会議場のシステム改修が完了しましたので、議会運営費の修繕料が629万円の減となっております。その他議会研修事業及び議会広報事業は、前年と同額でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑がありませんので、次に歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について説明をお願いいたします。

総務課長 予算書の32ページをお開き願います。主要事業説明書は12ページからになります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費10億7,434万6,000円、前年度と比較しまして4,101万6,000円の減でございます。減額の主な理由でございますけれども、令和2年度退職者の給与分につきましては令和3年度新規採用職員の初任給で計算をするため、人件費の中の給料が960万円の減、また来年度は退職予定者数が本年度と比較しましてかなり人数的にも少なくなりますので、職員手当等で約2,800万円の減となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

副委員長 すみません、主要事業説明書の12ページ、研修事業で人事評価制度研修委託とあると思います。こちら今現在どのぐらい進んでいるか。というのは、かなり前から研修していきまして、評価の平準化とかかなり苦勞して研修やってきたように思うんですが、現状導入に至っているのか、給料に反映はどうか、そのあたりお聞かせ願いたいと

思います。

総務課長 人事評価制度につきましては、平成 23 年度にまず管理職を導入しております。その後、一般職を平成 26 年度から導入をしております。その後、地方公務員法の改正に伴いまして新たに本格導入を始めまして、現在 5 年目になっております。

来年度からの人事評価の実際の導入に当たりましては、本年度の人事評価シートを参考に、昇給につきましてはまず 4 月から導入をいたします。それとともに、勤勉手当 6 月分でございます、こちらも人事評価シートに基づいて導入を予定をしております。その後、それ以外の昇給昇格につきましては直近 2 年間を参考にすることということでございますので、来年のこちらは 4 月からの導入を予定をしております。

以上でございます。

副委員長 昇給は今年の 4 月からということは、令和 3 年 4 月 1 日の昇給は令和 2 年度の人事評価が反映されるということでしょうか。それと、令和 3 年のボーナスに反映していくということですね。

やっぱり職員が納得して、なかなか難しいのは重々分かってはいますけれども、全員が納得するというのは人が人を評価することなので、難しいとは思いますが、やっぱり職員の理解を得るということは大切だと思いますので、職員組合等はそのあたり導入に向けてはしっかりとやっぱり話し合っておく必要があると思いますので、そのあたりぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長 職員組合とも、人事評価制度の導入につきましては今までもお話をしております。

今後につきましても、導入に当たりましてはこちらからも詳細に説明をして納得していただけるように、一生懸命そういったものにも取り組んでまいりたいと考えております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、次にいきます。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費について説明をお願いいたします。

総務課長 40 ページをお開き願います。主要事業説明書は 16 ページからになります。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費 3 億 5,115 万 2,000 円、このうち 41 ページ中段でございます行政改革推進事業 76 万 4,000 円が総務課所管の事業になります。

前年度につきましては、このほかに行政評価システム推進事業がございましたけれども、来年度からは行政改革推進事業に一本化を図りました。予算額につきましては、前年より 12 万 5,000 円の増となっております。これにつきましては、令和 3 年度より行政改革懇談会の委員が 3 名増えることに伴う増でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

副委員長 これも去年の段階で、総務課の中に入るということで僕はしっかりと取り組むべき

じゃないかというようなことをちらっと言ったんですけども、大事なことだと思うんです。ただ、今の現状見ると、行政評価というかその部分が仕事の一つになってしまって、実際にそれが生かされていないという部分あると思いますので、本当にこれからはやめる事業というのをしっかりと見つけていって、新たな予算を生んで新たな事業に充てるということをやっつけていかないと大変なことになると思うんです。そのためにはやはりこういう行革というものも、もう少ししっかり取り組んでいったほうが私はいいのかなというふうに思いますので、そのあたり総務課としてどのように考えていらっしゃるか、お聞かせ願いたいと思います。

総務課長 今委員のおっしゃったように、行財政改革推進室、独立であったものが総務課の中に入って来たということで、その時点で、まず事業をある程度見直しを行ってスリム化を図ってきたということもございます。今年度からも行財政改革推進懇談会で事業の見直しをするということで、いくつか新たなものも行っております。

今後につきましても、必要なもの、必要のないものを精査して、事業を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長 ありがとうございます。

やっぱりやめるというのも非常に大事だと思います。どうしてもこういう予算の場になると新規事業ばかりに目がいきますけれども、実際には本当はどういう事業をやめたんだというような報告も僕はあったらいいのかなというふうに思います。それぐらい真剣に取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、その部分に関しては引き続きよろしく願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、続いて、次に2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、2項徴税費、1目税務総務費について説明をお願いいたします。

総務課長 54ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費 5,760万円、このうち諸費事務費 380万6,000円、自衛官募集事業 12万7,000円が総務課の所管でございます。前年度と比較しましてほぼ同額でございます。

続きまして、55ページをお開き願います。

一番下になります。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費 2億607万1,000円。

56ページをお開き願います。

中段より下でございます固定資産評価審査委員会設置事業 17万8,000円が総務課の所管になります。令和3年度につきましては評価替えの年になりますので、委員会の開催

が例年より増える分、報酬7万円の増になっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 それでは、質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑ないようですので、次にいきます。

次に、2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、2目選挙啓発費、3目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、4目茨城県知事選挙費について説明を願います。

総務課長 60ページをお開き願います。主要事業説明書は14ページからになります。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費 939万2,000円、前年と比較しまして2,000円の増でございます。

続きまして、61ページになります。

2目選挙啓発費 19万9,000円、前年と同額でございます。

3目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 2,539万5,000円、令和3年10月21日に任期満了を迎えます衆議院議員選挙に係る費用でございます。

続きまして、62ページをお開き願います。

4目茨城県知事選挙費 2,326万1,000円、令和3年9月25日に任期満了を迎えます茨城県知事選挙に係る費用でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑はないようですので、次に2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費について説明を願います。

総務課長 64ページをお開き願います。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費 1,035万5,000円、前年度と比較しまして74万1,000円の減でございます。減額の理由でございますけれども、職員人件費の部分で、対象となります職員が代わったことによります減でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、次に瓜連支所所管部分について、2款総務費、1項総務管理費、12目支所費について説明を願います。

瓜連支所長 予算書の53ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、12目支所費、予算額4,456万8,000円でございます。前年度と比較いたしまして7,267万3,000円の減でございます。減の理由につきまして、

国道 118 号線道路拡幅に伴いまして駐車場等の整備をする瓜連支所整備事業が令和 2 年度で終わりということになりますので、その計上分が減額になっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上で質疑を終結いたします。

次に、議案第 23 号 令和 3 年度那珂地方公平委員会事業特別会計予算を議題といたします。

歳入について執行部より一括して説明をお願いします。

総務課長 それでは、予算書 273 ページをお開き願います。

歳入でございます。

款項目、本年度予算額の順に読み上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金 9 万 9,000 円、こちらは構成団体であります常陸大宮市、東海村、大宮地方環境整備組合、那珂市、それぞれの職員数に応じて算出した負担金になります。

続きまして、2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 60 万円、前年度からの繰越金になります。

3 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子 1,000 円、こちらは形式予算になります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑ないようですので、続きまして歳出について執行部より一括して説明を願います。

総務課長 274 ページをお開き願います。

歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 60 万円、公平委員会設置費で、主に委員報酬や旅費でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 10 万円。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑なしということで、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 23 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 2 時 01 分)

再開 (午後 2 時 03 分)

委員長 再開いたします。

税務課及び収納課が出席しました。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算 (税務課及び収納課所管部分) を議題といたします。

歳入、1 款市税について説明をお願いします。

税務課長 税務課長の茅根です。ほか 3 名が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

収納課長 収納課課長の小林です。ほか 2 名が出席をしております。どうぞよろしくお願いたします。

税務課長 それでは、13 ページをお願いいたします。

款項、予算額の順にご説明いたします。

1 款市税、1 項市民税 30 億 3,544 万 3,000 円、個人市民税と法人市民税の合計となっております。

2 項固定資産税 33 億 6,595 万 8,000 円、固定資産税と国有資産等所在市町村交付金及び納付金となっております。

3 項軽自動車税、14 ページをお願いいたします、中段になります、1 億 9,072 万円。

4 項市たばこ税 3 億 7,662 万 9,000 円。

5 項都市計画税 3 億 728 万円。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ありませんか。

副委員長 私、この歳入の部分、市税、新型コロナウイルス感染症の影響でどうなるのかと非常に心配したんですが、これ見ますと、個人は下がっていて、法人は上がる見込みだということなんですけれども、市内そんなに法人に新型コロナウイルス感染症の影響等はなかったということなんでしょうか。

税務課長 委員のご指摘のとおり、市民税の法人につきましては、上位 40 社について調査を行ったところ、業種によって製造業などの一部減少傾向の事業所もございますが、那珂市の法人事業所としては比較的多い卸売、小売業につきましては順調な売上げを推移をしているということでこの金額になってございます。

以上でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

笹島委員 卸売云々と今言っていました。その他の製造業とか何とかというのも入っているのかな、そうすると。職種ちょっと分けてくれますか、多分それだけじゃないと思うんですけれども。

税務課長補佐 今、具体的な件数等は手持ちの資料としてはありませんが、ただ上位 40 社の中で製造業及び小売業等のアンケートを事前に意向調査、税収等の見込予測ということで各事業所にアンケートという形をお願いをしましたところ、その中では思ったよりも売上げ減というのがない状況もありまして、特に委員がおっしゃったように製造業に関しても那珂市の場合には大きいところは工業団地等の製造業が上位 40 に入りますが、比較的顕著な売上推移をしているということで、今回、法人についてはそれほど影響がないということで、3,500 万円前後の増ということで計上しております。

以上でございます。

笹島委員 それいつ頃取ったアンケートですか。

税務課長補佐 たしか 11 月頃に当初予算を制定する前の意向調査ということで、こちらで事業実績等のアンケートを送付しております。

以上です。

笹島委員 今言っていた主要 40 社、本当にいい会社だよ。それは安定していると思うんですけれども、今度は中小・零細云々になってくるとやっぱりこれから新型コロナウイルスの影響、今年は間違いなく出てくると思うんです。それを見込んでなくて、今言っていたちょっと甘くないですか。法人税が昨年度よりもアップするというのはあり得ない話だと思うんですけれども。

固定資産税云々は問題ないですけれども、法人税は物すごく影響されやすいですから、それはちょっと見込みが甘くないですか。ただ単に今言った主要 40 社でしょう、いいところの 40 社でしょう、その他のほうがたくさんあるわけでしょう。それを加味してくればトータル的に見れば横ばいか下がるか、アップというのにはあり得ないと思うんですけれども、どういう根拠でそれあれしているの。

税務課長補佐 確かに委員おっしゃるように、基本的に飲食業等の業種に関しましてはかなり新型コロナウイルス感染症の影響を受けている状況ではございますけれども、個人の飲食業に関しましては基本的には法人というよりは個人事業主という形になりますので、今回、個人事業主の法人市民税の個人分に関しましては若干こちらとしてもそういった影響を加味して 955 万円、そちらの減収ということで見込んでいる状況でございます。

以上です。

笹島委員 勘違いしないでね。今は今年の 6 月あたりまでは今言っていた雇用何とか保険とか、それからいろんな給付金とか支給されていた。これからなんです、本当の勝負は。です

から、そこは甘く見ちゃいけませんよ、もっとシビアなあれで見ておかないととんでもないことになりますよということを私、一言言いたいただけなんですけれども。

委員長 それでは、ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、続いて歳出、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、2項徴税费、1目税務総務費、2目賦課徴収費について説明を願います。

税務課長 それでは、54ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費のうち、説明欄の一番下になります市税等過誤納納付還付金1,800万円になります。

続きまして、55ページをお願いいたします。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費2億607万1,000円。

56ページをお願いいたします。

なお、主要事業説明書につきましては、20ページで税務課所管の固定資産税台帳整備事業、22ページでは収納課所管の徴収事務費となっております。

それでは、一番下になります。

2目賦課徴収費8,735万8,000円、増加の主な理由といたしましては、固定資産税台帳整備事業において、令和3年度から新たに始まる課税台帳作成に伴う委託料の増によるものです。

税務課、収納課につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

副委員長 今年からの令和2年度からの取組ですけれども、申告相談が多分、外部委託になったと思います。かなり税務課の職員この時期忙しい思いをして、昼間、申告受付をして夜は残業ということだったと思うんですが、この効果みたいなものについて今現時点で、まだ終わってはいませんが、どのように感じていらっしゃるか、お聞かせ願いたいと思います。

税務課長 小泉委員には9月にもご指摘いただきましたが、今回につきましては、まだ申告中ではございますが、今までについて税務課、収納課を中心に庁内の職員で対応してまいりましたが、現在、税務課の市民税グループを中心に職務をしており、その分、他の職員につきましては、平常業務を行っております。従いまして、その分の職務がきちんと遂行できますので、時間外の減、または派遣職員による申告の業務によりまして職員の時間外減により早期に帰れますので、健康面での管理についても、今のところうまくいっているような状況でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

笹島委員 市民税過誤納は例年やっぱり1,800万円くらいですか。

税務課長 過誤納還付金につきましては、昨年度よりも100万円増になってございます。

以上でございます。

笹島委員 毎年やっぱり増えてきているのかな、その根拠というのは 100 万円増したというのは。

税務課長 例年この数字でございまして、年によって数字は変わるんですが、大体補正等の場合によってはしてございますので、まずこのぐらいが適正な価格ではないかということで計上しております。

笹島委員 主にどういうことが原因で過誤納が起きてくるんですか。

税務課長 法人などにつきましては予定納付がございまして、予定納付と決算の乖離によりまして還付ということがございます。

以上でございます。

笹島委員 ごめんなさい、予定納税は通知して払っていただいて、向こうの確定申告か決算かやりますね。そのときにあらかじめそれを引いていなければ、こちらから知らせるわけじゃないでしょうね、どういう仕組みでやっているんですか、それは。

税務課長補佐 予定納税に関しましては、前年の確定申告の法人税割額の半分を翌年の中間で納付をいただいて、それに基づいて翌年の法人の決算で出た税額と相殺をして残りの分を決算のときに納めていただくような制度になってございます。

以上です。

笹島委員 そうすると、逆に今言っていた法人のほうが多く予定納税してしまったと、その逆にしてしまって、今度は戻さなきゃいけないというときもありますよね、そういうケースも。そのときに戻さなかったという意味かな、そうすると。要するに、意味は我々が予定納税、前年度が所得がたくさん出てしまったからそちらでちょっと多めに予定しておいて、納税をしておいてくれと見込みでやるわけでしょう。じゃないんですか。

税務課長 これにつきましては、現年度に収入にしたものを返すのは歳入還付になりますが、過年度から収入したものについては歳出還付になります。ですから、ここで過誤納還付ということで歳出することになります。当該年度歳入につきましては、過誤納の場合には歳入から返します。前年度の収入につきましては歳出還付になりますので、支出の科目から返すことになります。

笹島委員 結構そういう種類は多いという意味かな。

税務課長 そういうことになります。

委員長 ほかにないですか。

(なし)

委員長 それでは、以上で質疑を終結します。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

再開を 2 時 30 分といたします。

休憩 (午後 2 時 17 分)

再開（午後 2 時 31 分）

委員長 再開いたします。

市民協働課が出席しました。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算（市民協働課所管部分）を議題といたします。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、7 目コミュニティ費について説明をお願いします。

市民協働課長 市民協働課、課長の玉川でございます。ほか 3 名が出席しております。よろしくをお願いいたします。

それでは、当課所管事業の令和 3 年度予算について説明をさせていただきます。

主要事業説明書におきましては、24 ページから 26 ページまでが当課の事業となっております。

予算書の 45 ページをお開き願います。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

2 段目になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、7 目コミュニティ費、本年度予算額 4 億 3,679 万 5,000 円でございます。前年と比較いたしまして 2 億 2,105 万 6,000 円の増となります。大きく増額となった事業でございますが、予算書の 50 ページの 2 段目、四中学区コミュニティセンター整備事業になります。

お手数でも、主要事業説明書の 26 ページをご覧ください。

事業内容の上から 4 つ目の丸、委託料におきましては、今後工事を行うための詳細な設計となります実施設計の費用 5,910 万 3,000 円、用地取得後の除草管理費として 87 万 2,000 円を計上してございます。

続きまして、5 つ目の丸になります公有財産購入費でございます。こちらでは建設用地の購入費 1 億 6,937 万円を計上してございます。

令和 3 年度につきましては主要な事業費を計上しておりますので、総額で 2 億 3,035 万 1,000 円の増となり、前年度と比べまして大きく増額となっております。

なお、現在の進捗状況でございます。今年の 1 月に当事業が茨城県の事業認可となりました。2 月には譲渡所得の特別控除の適用について税務署との事前協議が整いまして、現在は地権者との用地交渉に着手をしたところでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

笹島委員 これは建築費というのはどのくらいかかるんですか。

市民協働課長 建物ですか。

笹島委員 はい。

市民協働課長 建物の建築費でございますけれども、今の設計の段階では約9億円かかる予定でございます。うち1億5,000万円が造成工事という中身になってございます。

笹島委員 随分建築費が値上がりしているのかな。

市民協働課長 今もちょっとご説明しましたけれども、造成工事につきましてはやはりきちんと地盤改良、もともとが水田ですので、そういったものも含めて今後やっていきますので、そういったもので若干上がってはおります。

以上でございます。

笹島委員 地盤改良が結構かかるんだ。

市民協働課長 そうです。

笹島委員 どのくらいかかるんですか。

市民協働課長 地盤改良を含めた造成費全体で1億5,000万円と、今設計は出ております。

笹島委員 地権者から買収すると言っていますよね。これだけ地盤改良して田んぼをわざわざ買って、それじゃ畑の人よりも安くなるの、買取価格は。

市民協働課長 今回、買収単価でございますけれども、土地の形状によって若干違いはありますけれども、平米当たり1万7,000円程度でございます。

笹島委員 坪は。

市民協働課長 坪5万6,000円でございます。

笹島委員 じゃ、畑も田んぼも土地の価格というのは変わらないわけだ。それにプラスアルファ土壌改良しなきゃいけない部分というのはお荷物になっちゃっているわけでしょう、逆に。それは普通は、そこまで地盤改良しなきゃいけないんだったらもっと安く買わないと合わないんじゃないんですか、一般論では。土地調査士の人はどう言っているか分からないんですけれども、そういう多分一般的な感覚があると思うんですけれども、そういうところはどういうふうを考えていらっしゃるんですか。

市民協働課長 今回の価格設定におきましては、不動産鑑定士に依頼して価格の算出をさせていただいております。買い取る地目が田んぼということでの評価になってございますので、特に地盤改良がこれだけかかるからということではなくて、単に一つの田んぼとして見た価格が1万7,000円という形になってございます。

副委員長 土地の買収進めていくことになると思うんですが、今の現状で反対している方とかそういった方はいないんでしょうか。

市民協働課長 全ての地権者にまだ接触はしておりませんが、そもそも事業開始の際には皆さんこの事業に対してはご同意はいただいておりますので、今のところ順調に進んでおります。

副委員長 もう一点、49ページのらぼー管理事業で修繕料が800万円とかなり大きな金額になっていると思うんですが、この修繕料の中身を教えてください。

市民協働課長 主な中身でございますが、非常用の照明が約360万円、あと学童室の照明の

修繕が 190 万円、あとは天井の雨漏りの修繕等が約 48 万円、あと消防設備の修繕が 36 万円、主なものは以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、次に 2 款総務費、1 項総務管理費、8 目男女共同参画推進費、9 目国際市民交流費について説明をお願いします。

市民協働課長 続きまして、50 ページをお開き願います。

一番下の段になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、8 目男女共同参画推進費、本年度予算額 43 万 8,000 円でございます。この事業では、男女共同参画を推進する啓発事業と女性団体への補助金等を計上してございます。

続きまして、次のページ 51 ページをご覧ください。

2 段目になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、9 目国際市民交流費、本年度予算額 255 万 2,000 円でございます。前年度と比較しまして 1,576 万 6,000 円の減となっております。大きく減額となった理由でございます。今年度のオークリッジとの中学生交換交流事業及び姉妹都市盟約 30 周年記念事業、台南市との交流事業につきましては新型コロナウイルス感染症の影響によりまして中止といたしました。令和 3 年度につきましても交流の相手側とも協議をいたしまして、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況では安全に交流事業を実施することは難しいという判断をいたしまして予算計上を見送りましたので、前年度と比べますと大きく減額となっております。

なお、交流事業でございますけれども、これまでの交流を切らさずに次年度以降つなげるためにもインターネット等を活用しての実施に向け、現在相手側とも具体的な内容について検討を進めているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 2 時 41 分)

再開 (午後 2 時 42 分)

委員長 再開いたします。

市民課が出席しました。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算 (市民課所管分) を議題といたします。

歳出、2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、2 目一般旅券発給費について説明を願います。

市民課長 市民課長の高安です。ほか2 名が出席しております。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、市民課所管分についてご説明させていただきます。

予算書につきましては 58 ページから、また主要事業説明書につきましては 28 ページから 30 ページまでとなっております。

予算書に基づきまして、款項目、予算額の順でご説明させていただきます。

それでは、予算書の 58 ページをお開きください。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費 1 億 2,598 万 7,000 円でございます。前年度と比較いたしまして 1,985 万 4,000 円の減額となっております。主な理由といたしましては、戸籍システムの改修費及び個人番号カード関連事務交付金の減によるものです。

続きまして、60 ページをお開きください。

2 段目になります。

2 目一般旅券発給費 12 万 1,000 円でございます。こちらはパスポート発給申請書の受付交付にかかるものになっております。

以上になります。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

副委員長 主要事業説明書 29 ページ、証明書コンビニ交付事業、先日の一般質問の中でも私触れましたとおり、ぜひ積極的に進めてほしいと願う事業の一つではあります。

ただ、今 200 円ということで、令和 2 年 4 月 1 日から 2 年間ということですから令和 3 年度までは 200 円ということだと思えます。周知をする、利用してもらうという意味で安くするというのはいいとは思えますけれども、私はそれ相応のシステム等いろいろ考えると 1 通当たり相当の金額かかっていると思いますので、そのものを負担しろと言っているわけではなくて、ここに来る窓口に来る金額と安くする必要もあるのかなというふうに個人的には思うんですが、そのあたり令和 3 年度は 200 円として、令和 4 年度からどういうふうに考えていらっしゃるか、お聞かせ願えますでしょうか。

市民課長 今の 200 円という形のものにつきましては、委員おっしゃるとおり令和 3 年度までという形になってございます。令和 4 年度からにつきましては、現在窓口に来た場合につきましては住民票の場合ですと 350 円という形のものなんですが、それを 300 円というふうな形で考えているところでございます。

以上になります。

副委員長 もちろん便利になることは大事です。ただ、便利になった分、それ相応の負担をし

てもらおうということも、多分これからはそういう考え方じゃないとやっていけないんじゃないかなと私は思いますので、そのあたり1通当たりどれぐらいの単価になるかというようなこともしっかりと考えていただいて、値段設定を改めて考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

笹島委員 今の続きなんですけれども、本庁で取った場合は300円でしたか。

市民課長 350円になります。

笹島委員 そうすると、コンビニで取れば200円。

市民課長 現在のところは200円となっております。

笹島委員 そうすると相当赤字ですよ、手数料払わなきゃいけないから。あと、供託金か何か払うんですか、それは分からないですけれども、システム会社に供託金を年間払うのか、それから1件につきの手数料、コンビニに払うのかシステム会社に払うのか知らないですけれども、ATMと一緒にですよ、取られますよね。そうすると、どのぐらいの赤字になっているんですか。

市民課長 117円の負担を1件当たりしているということですので、200円で考えますと半分以上が手数料という形になっている形でございます。

以上になります。

笹島委員 コンビニ普及を狙って2年間というのはよく分かりますけれども、ちょっと待ってくださいと言いたいんです。本庁でやっぱり正規の350円を取っているわけでしょう。そうしたらどう考えたって利便性はコンビニのほうがあるわけで、こちらは相当な人件費かかっているわけで、そうしたらどんなに最低を同じく350円にしなければ、それは早く戻してほしい、2年と言わず今年から。

全然何の問題もないと思うんです。要するに、それだけ利便性があるわけで、こちらは時間は8時半から5時か6時でしょう。コンビニは9時から夜の11時までやっているでしょう。全然すごく利便性があるって、だから普通同じ料金にしなければおかしいですよ、一般論では。コンビニが普及されても困っちゃうわけです、一般論で考えれば、そうしたらこちら要らなくなっちゃうから。ここの今のアルバイトで来ている人も要らなくなっちゃうわけでしょう、逆に言えば。だからほどほどに利便性だけを向こうにしていって、本当はごめんなさい、500円取ってもいいわけです、コンビニで、逆に言えば。逆ですよ、それは利便性があるから欲しい人は欲しいわけだから夜の8時でも9時でも取りたいといえば金額のものじゃないですから、それを早く来年と言わず今年から本当にやるべきです。何を躊躇しているのかなと思って、今ちょっと聞いてびっくりしちゃったんですけれども、何でこんなこと、平気でマイナスのことやっていらっしゃるのかなと思って。私は一般人だから考えられない。

(「住民サービス」と呼ぶ声あり)

笹島委員 いや、住民サービスは金額じゃないでしょう。

（「金額じゃないから住民サービスです」と呼ぶ声あり）

笹島委員 住民サービスで金額も安くすると。

市民課長 一応コンビニ交付の普及も含めまして、当初につきましては 350 円のところを 200 円というような形で行わせていただいております。それにつきましても、手数料条例等決めさせていただいた部分がございますので、今後につきましてもその形を進めていながらできるだけ早い段階で進めていきたいと思っております。

笹島委員 随分お勧めやりましたから、早くここと同じように戻してください。じゃないと本当そのマイナスは誰が補填するんだということになりますから、別にプラスにする必要はないですけれども、必要最低限の同じようにしていただかないと本庁は本庁でコストかかっているわけで、向こうは向こうでかかっているわけで同じなんです。利便性は何度も同じこと言うけれども、向こうのほうがいいわけです。好きなときにあれして手早く夜の 10 時までやっている、こちらは日曜日はやっていないし、日曜日は向こうはやっていないんですか、コンビニは。やっているでしょう。そんないいことないじゃないですか。自信持って 350 円にしてください。

以上です。よろしく申し上げます。

委員長 ほかにありませんか。

（なし）

委員長 それでは、ないようですので、次に 4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費について説明をお願いします。

市民課長 それでは、説明させていただきます。

続きまして、91 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、下から 2 段目になります、聖苑管理事業になります。予算額 4,892 万 4,000 円でございます。こちらにつきましては、那珂聖苑の指定管理料及び設備修繕となっております。前年と比較いたしまして 238 万 1,000 円の増額となっております。主な理由といたしましては、施設整備によるものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

（なし）

委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

暫時休憩します。

休憩（午後 2 時 53 分）

再開（午後 2 時 55 分）

委員長 再開いたします。

環境課が出席しました。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算（環境課所管部分）を議題といたします。

歳出、4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費、2 目一般廃棄物処理費について説明を願います。

環境課長 環境課長の関です。ほか 2 名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

主要事業説明書では、32 ページ、33 ページが環境課の所管です。

それでは、予算書の 90 ページをご覧ください。

款項目、本年度金額の順に読み上げてまいります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費 1 億 3,221 万 2,000 円、このうち環境課の所管でございますが、環境審議会事業、衛生病虫害等対策事業、狂犬病予防事業、続きまして 91 ページをお願いいたします。環境保全対策事業、公園墓地事業特別会計繰出金、環境活動啓発事業の 6 事業で、総額 605 万 2,000 円となっております。前年と比較しまして 196 万 3,000 円の増でございます。増の理由でございますが、環境啓発事業におきまして、環境基本計画の策定を予定してございます。

続きまして、92 ページをお願いいたします。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費 5 億 1,122 万 2,000 円、内訳につきましては、清掃総務費、ごみ啓発等推進事業、93 ページでございます、大宮地方環境整備組合負担金でございます。前年と比較しまして 404 万 3,000 円の増となっております。

こちらの大宮地方環境整備組合の全体の事業費でございますが、11 億 8,054 万 5,000 円でございます。そのうち那珂市負担分につきましては、4 億 8,866 万 9,000 円で、684 万円の増になります。ここに記載されております交付税算入分ということが載っております 402 万 9,000 円、こちらにつきましては環境整備組合の起債に対して交付税がされるもので、市町村を經由して組合の収入になるものです。組合長が常陸大宮市から那珂市に変更になりましたので、幹事課等なるところも那珂市に変更になったことから那珂市で予算措置をするものです。

同じく 93 ページでございます。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目一般廃棄物処理費 1 億 2,039 万 4,000 円、1,501 万 5,000 円の増となっております。内容につきましては、家庭系ごみ収集事業、不法投棄廃棄物撤去事業の 2 事業でございます。このうち家庭系可燃ごみ収集事業につきましては、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間の債務負担行為を設定してございます。

前回の債務負担、4 年前と比較しますと、労務単価等の上昇、収集箇所と走行距離の増加から費用が上昇してございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

笹島委員 よく市民の人から言われるんですけれども、よそから移ってきた人はゴミ袋に名前書かないでしょう。ここは名前書かないと持っていかない。結局カラスの餌食になっちゃって散乱されちゃって非常に後が大変なんだけれども、そろそろ名前書かなくてもいいようにはしないのかな。常陸大宮市のほうは何か名前書かないでもほとんどみんな持っていったらみたいなんですけれども、同じ大宮環境整備組合の中でも全然違うんですけれども、こちらは名前書かないと持っていかない、向こうは名前書かなくても持っていくと、どういうふうになっているのかな、それは。

環境課長 記名方式につきましては、那珂市、常陸大宮市とも記名方式ということになってございます。常陸大宮市の業者さんが名前がなくても持っていくというふうなことになっているようです。那珂市の場合はルールどおりに名前を記載していただいて、収集しているという状況でございまして、記名方式、無記名方式につきましては市民アンケートを数年に一回実施しておりまして、それをもって現在のところ名前を記載してもやむを得ないというふうなアンケート結果から、記名方式でやらせていただいています。

笹島委員 今はちょっと時代が変わって、アパートとか云々の人たちは今言っていた名前を書いておくと個人情報と特定されちゃって、それを家探しされちゃったということのマイナスの点が出てきている部分もあるんです。茨城県内で名前書いているところはあるの、ここだけじゃないの、よく分からないですけれども。

環境課長 数か所ございます。

笹島委員 何か所ですか。

環境課長 那珂市だけではなく、あとほか数か所、何年前の統計でございしますが、8か所ぐらいあったような気がします。

笹島委員 もうそういう時代だから、ここで見直したほうがいいよ。こういう今の時代、今言っていたあまりよろしくない時代なので、特定されちゃうんですよ、名前。あとは各いろんな市町村からの人は周りの市町村は名前書いていないから慣れていないので、それを徹底させるのも大変だし、アンケートは地元の話であって、例えばよそから来たという不便感じる場合があるので、だからもうそういう時代に来ているんじゃないかな。もうそろそろ次の来年あたりからは、同じ大宮環境でそうやって違うわけだから、同じにしていかなきゃいけないと思うんですけれども、ちょっと前向きにやってください。

環境課長 組合含めて検討してまいりたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、次に6款商工費、1項商工費、4目消費者行政推進費について説明を願います。

環境課長 109ページをお開きください。

6 款商工費、1 項商工費、4 目消費者行政推進費 101 万 4,000 円。

以上でございます。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上で質疑を終結いたします。

続いて、議案第 20 号 令和 3 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算を議題といたします。

歳入について執行部より一括して説明を求めます。

環境課長 223 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款項目、本年度金額の順にご説明いたします。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料 500 万円、2 項手数料 3,000 円。

2 款管理料、1 項管理料 478 万円でございます。管理料の未済につきましては 7 万 7,600 円でございます。12 名の方が未納となっております。今後も電話や訪問によりまして、納付をしていただけるように連絡をまいります。

続きまして、3 款繰入金、1 項繰入金 1,000 円。

4 款繰越金、1 項繰越金 321 万 6,000 円。

以上でございます。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、続きまして、歳出について執行部より一括して説明を願います。

環境課長 224 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款項目、支出額の順に読み上げてまいります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 705 万 6,000 円。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金 580 万円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 14 万 4,000 円。

以上でございます。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 20 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 20 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、常任委員会協議・報告案件であります。

那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等の一部改正に伴う対応についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

環境課長 常任委員会資料 7 ページをお願いいたします。

那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等の一部改正に伴う対応について、ご説明いたします。

無許可による土地の埋立てに対して迅速な行政指導を行い、市民の安全と良好な生活環境の保全及び災害防止に資することを目的として、那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等の一部改正するに当たりまして、現在の経過報告を行うものでございます。

1、改正の背景と目的。

茨城県内において、無許可による土砂等の埋立事案が多く発生している中、本市においても令和元年 12 月から翌年 1 月にかけて、鴻巣地内、大内地内において無許可による土砂の搬入が行われ、土壌の安全性が危惧される事例が発生しました。

無許可による土砂等の埋立て等に対して迅速な行政指導を行い、市民の安全と良好な生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的として、本条例及び条例施行規則の一部を改正するものです。また、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例との整合性を図る措置も併せて行うものでございます。

経過でございます。

令和 2 年 11 月までに関係各課の意見照会等を行ってございます。

12 月、例規審査委員会への付議をしてございます。

本年、令和 3 年 1 月に、庁議に付議をして市の方向性を決定しております。

2 月、那珂市環境審議会、こちらに意見照会を行い、意見をいただきました。改正内容につきましては、異議なしとのことでございます。

3、主な改正内容でございます。

(1) 条例の一部改正(案)についてでございますが、こちらにつきましては事前協議の義務化、条例適用範囲の拡大と申請者の欠格要件の見直しを行うものです。

ア、事前協議の義務化でございます。

事前協議を条例に追加し、許可申請前に事業計画等について協議、指導を実施いたします。

イ、条例適用範囲の拡大、条例第6条関係です。

土地の埋立て等区域の適用を従来の「500 平米以上 5,000 平方メートル未満」から「5,000 平方メートル未満」に改正して、下限値を撤廃いたします。こちらにつきましては、許可、埋立ての早期発見・早期対応を目的とした改正でございます。現行 500 平米から 5,000 平米あったものをゼロ平米から 5,000 平米ということで下限値を撤廃することによりまして、土砂を搬入した場合、搬入した時点から指導ができるとするものでございます。

ウ、申請者の欠格条項の見直しでございます。

こちらにつきましては、申請者の法令順守を確保するために欠格要件を追加するものでございます。

ページをめくっていただきまして、次、(2)です。条例改正に伴う規則の一部改正でございます。

条例を改正すると同時に、規則も改正いたします。先ほども説明した事前協議の義務化と適用範囲の拡大による緩和措置、こちらでございますが、適用範囲をゼロ平米から 5,000 平米にすることで、一般の方がガーデニングとかで土を入れるということも適用範囲に含まれてしまうものですから、こちらで緩和措置を設けるものでございます。

土砂を発生する者が請け負った工事において発生した土砂等を自ら利用するために行う一時的な土砂の堆積であって、埋立て等の面積が 500 平方メートル未満のもの、こちらにつきましては資材置き場等に土砂を搬入する場合も対象となってしまうことから、自社の敷地に一時的に保管する場合においては 500 平米までは適用を除外しますよというものでございます。

住宅等の分譲または集合住宅等の建築を目的に良質土等を用いて行う土地の埋立て等であって、その平均的な高さがおおむね 50 センチメートル未満のもの、こちらにつきましては良質土というものでございますが、有害物質の基準がございます。これに適合していること、あと地盤の固さ、コーン指数というものがございます。こちらで地盤の固さが確保されているもの等、建設発生土や改良土、特に残土というものは入れてはいけないというところで、条件付きで例外を認めるものでございます。

次に、宅地内において、当該土地に居住するものが庭の造成または管理を行うためにするものでございます。こちらにつきましては、家庭菜園、あとは芝の目土等、土を入れる行為については適用除外するというものでございます。

農地の保全または改善を目的とした事業で、茨城県または那珂市農業委員会からの同意を得ている土地の埋立て、事業の区域面積が 1,000 平米未満のもの、こちらにつきましては、農地改良の目的で農地に土などを入れる行為については 1,000 平米までは適用を除外しようというものでございます。

次に、ウでございます。基準となる土壌物質別表第1の見直し。

別表1を有害物質に係るものとし、別表1の2を土砂の性質に係るものと区分するもの
でございます。こちらにつきましては、有害物質の一覧表というのが規則の中に定めて
いるんですけれども、その中に水素イオン濃度指数pH、昔ペーハーと言われたもので
す、こちらが含まれておりました。こちらにつきましては有害物質ではなく、水素イオン
濃度の指数ということでアルカリ、酸性を示す尺度であって、物質ではないというこ
とからこの一覧表から削除して、新たに別表1の2を設けて測定方法を明記したもので
ございます。

続きまして、(3)でございます。

規則の一部改正でございますが、無許可埋立ての案件に対しまして早期対応ができるよ
うに、条例改正のタイミング待たずに2月1日で規則の改正を行ったものでございます。

アとしまして、措置命令の強化、こちらにつきましては、許可取消し、中止命令、停止
命令、措置命令、公表の方法などを改正を行いました。これにより様式等も追加してご
ざいますので、無許可の事案に対して時間を要することなく措置命令等を出せるように
措置したものでございます。

イ、土壌調査項目の追加、測定方法の変更でございます。こちらは条例の別表1を変更
したものでございます。

「土壌の汚染に係る環境基準について」というものが平成3年環境省告示第46号が平
成31年3月20日に改正されたことに伴い、土壌調査物質の測定方法の改正をするもの
です。

工業標準化法(昭和24年法律第185号)が令和元年7月1日付で産業標準化法に改正
されたことに伴う用語の変更です。法律の名称が変更になったことに伴う変更でござい
ます。

ポチ3つ目でございます。

県条例の改正に伴いまして「シスー1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロ
エチレン」に変更します。追加がございます。「クロロエチレン」と「1, 4-ジオキサ
ン」を調査物質に追加するものでございます。

4としまして、今後のスケジュールでございます。

3月下旬にパブリックコメントを実施いたします。こちらにつきましては、宅地造成等
を絡むところもでございますので、パブリックコメントを実施して、不動産関係の方とか
土木の関係の方に周知する期間を設けるという意味も含まれてございます。

4月中旬に環境審議会へ説明いたします。

5月上旬、庁議または部長会議に諮ってまいります。

6月上旬、定例会へ改正案提出でございます。6月のときには議案として審議いただく
予定でございます。

7月1日、条例、規則の公布をいたします。

資料につきましては、改正分の案と新旧対照の案をつけてございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

副委員長 令和3年2月の那珂市環境審議会で見解照会ということですが、内容については承認いただいたということだと思んですが、そのとき出た意見はどんなものがありましたでしょうか。

環境課長 一時的とかあと良質土という表現が曖昧ではないかと、もう少し語句の定義づけをしてはどうかという意見と、あと高さの制限等を設けてはどうかというところの意見もございました。

以上です。

副委員長 それらの意見はここではどうなったんですか。反映されたということですか、それともそれは意見としてとどめて、変更なくそのまま出てきたということになるんですか。

環境課長 意見は意見として受け止めて、そのままでございます。

副委員長 分かりました。

貴重な意見だと思いますので、検討に値するものであれば反映させていただければというふうに思います。

それと、ここにも書いてあるとおり、鴻巣、大内地内で事案が発生してということですが、1つお聞きしたいのは、この改正を行えばあのような事案は発生しなかったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

環境課長 事案が発生しないとは考えにくいと思います。悪質な業者が一方的に行う行為でございますので、ただゼロ値にすることによって早めに動ける、500平米までじっと我慢をしていなくても、土砂入れているという時点から指導対象とすることができたのかなと考えております。

副委員長 そうしますと防げるかどうかという問題ではなくて、一番の規模はゼロにすることで、そこにアプローチというか注意喚起を早くできるということなんですか。

環境課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

次に、那珂市災害廃棄物処理計画の策定についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

環境課長 常任委員会資料20ページをお願いいたします。

那珂市災害廃棄物処理計画の策定でございます。

災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で円滑かつ迅速

にこれを処理すべく、平時の備えから災害発生時の対応まで切れ目なく災害廃棄物の対策を実施・強化するために那珂市災害廃棄物処理計画を策定しましたので、報告を行うものでございます。こちらにつきましては、12月議会で一度報告をしているものでございます。

背景、目的につきましては、一度説明させていただいたので、省略させていただきます。

2番、経緯。

12月、総務生活常任委員会において、内容のご説明をさせていただきました。

同じく12月、パブリックコメントを実施しまして、実施結果としましてはホームページのアクセスが81件、意見についてはありませんでした。

令和3年2月、環境審議会への意見照会を行い、ご意見をいただきました。計画内容につきましては異議なしでございました。審議会の意見としましては、災害のたびに見直し・修正をすることが大切ではないかと、あと市民のために速やかに柔軟な対応で臨機応変に対応していただきたいという意見などがございました。

3、修正内容でございます。

内容については修正はございませんが、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえ、第2次那珂市総合計画の上位計画と整合を図り、SDGsのアイコンを追加しました。具体的には、計画の施策体系等に17の目標がSDGsにはございますので、それに関連する目標アイコンを表示したものです。那珂市廃棄物処理計画の中で、計画2ページがございます。2ページにアイコンを表示しました。あともう一か所でございます。第1章第6節、13ページ、14ページ、こちら廃棄物処理の基本方針に当たるところでございます。この基本方針のところにもSDGsのアイコンを表示したところが修正点でございます。

今後のスケジュールでございます。

令和3年3月付で策定としまして、公表をしたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ありませんか。

副委員長 様々な意見取り入れて、SDGsの視点なんかも入れてバージョンアップしてということだと思います。

12月のとき、私は資料3-12で仮置場の候補地リストで偏りが見られるので、もう少し市内全域といいますか、候補地を見つけてはいかがですかというお話をしましたけれども、そのあたりはどのような検討をされましたでしょうか。

環境課長 場所の選定については候補地を見つけるという作業からになりますので、今後の見直しのタイミングで、仮置き場についてはその都度見直していきたいなというふうに考えております。

副委員長 ということは、今回は私の意見は考えはしなかったと、要するに今後の見直し、見直しが次いつなのか分かりませんが、その時点では考えていきますということですか。

環境課長 12月のときにも今後見直していきますというご回答をしていますので、反映はされていない状況でございます。

副委員長 そうすると、次見直しというのはいつになるんですか。

環境課長 現時点では明確には決まってございません。

副委員長 分かりました。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後3時27分）

再開（午後3時29分）

委員長 再開いたします。

防災課が出席しました。

議案第18号 令和3年度那珂市一般会計予算（防災課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、10目交通安全対策費、11目原子力対策費、14目諸費について説明を願います。

防災課長 防災課長の秋山です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

予算書の51ページをお開き願います。

また、主要事業説明書の35ページから38ページが防災課の所管となっております。

それでは、51ページから、款項目、予算額の順にご説明いたします。

中段になります。

2款総務費、1項総務管理費、10目交通安全対策費、予算額306万9,000円でございます。事業においては、交通安全教室や交通安全キャンペーンなどの交通安全推進に関する事業を実施しているところでございます。

次に、下段になります。

2款総務費、1項総務管理費、11目原子力対策費、予算額920万4,000円でございます。前年度と比較しまして避難ガイドマップ改定版の作成に係る委託料452万円とその配布のための郵送料が増となっております。事業においては、原子力対策に関する事業を実施しているところでございます。

次に、55ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、予算額5,760万円でございます。この目で当課が所管するのは、上段の防犯事業になります。防犯事業では、防犯カメラの設置工

事や地区の防犯灯の設置補助を行っております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、質疑ありませんか。

副委員長 主要事業説明書 37 ページ、防犯事業になります。こちらは防犯灯の設置補助、私、市民から聞いている分には結構希望が多いんですけども、現課ではどのように把握されていますでしょうか。市民からの希望はこれで十分に満たされているというふうに考えていらっしゃるのか、その辺どうでしょうか。

防災課長 防犯灯の設置につきましては、各自治会より毎年、年度当初までに翌年度の設置台数の希望を取っております。それにつきまして、100%振り分けを超える要望がございますので、その優先順位につきましては前年度の実施状況などを踏まえながら配分をしているところでございます。

まず最初に、5か年のLEDの推進をしていますので、LEDの交換につきましてを優先事業として自治会に振り分けを行った上で、新規の防犯灯設置について要望どおりまず振り分けているというのが今の現状でございます。

副委員長 そうしますと、LEDは5か年というのはいつからいつで、いつで完了する予定でしょうか。

防災課長 平成30年度からの5か年ですので、あと2か年、令和4年度いっぱい優先的にLEDの交換の補助というのは終了になります。

副委員長 そうしますと、令和4年度でおおむね全部がLEDに変わるということになると、その分の予算を今度は少し新設に持って行って要望に応じていくという形でよろしいですかね。

防災課長 なるべくそういう形でやっていきたいと思えます。

副委員長 よろしくお願ひします。

笹島委員 今の続きなんですけれども、結局いろんな自治会があります。その中で自治会に抜ける人もいるし、入らないところもあるという具合で、電気代が非常に困っているみたいで自治会費を圧迫しているみたいなので、いろんな自治会の会長の人たちからしてみれば、一部は俺の自治会は今言っていた街灯費の電気代はもらっていると、でも俺のところは取れないんだとかとばらばらなんだよね。結局、自治会費も厳しくなってきたということで、将来的にはLED代、電気代も那珂市の税金で賄うような形取るのかな、じゃないと、これから自治会の会員が減ってくるからどうなるのかな、その点。

防災課長 電気代につきましては、年間1,800円を市民協働課の予算の中で1灯当たり補助をしている現状でありまして、LEDになる前の普通の蛍光灯ですとやはり1,800円でカバーしていくのは厳しいというお話は聞いているんですけども、LEDになれば1,800円以内とはちょっといかないですけども、大きな電気代の差がないので、自治会の費用もそんなに負担が大きくなるとは私どもの電気代の調査では出ていますので、た

だ今後そういう声もあるという意見を前々から聞いておりますので、市でも今後もさらなる調査をしていながら、市民の自治会の負担にならないような形で考えていきたいと考えております。

笹島委員 それよろしくをお願いします。どんどんやっぱり自治会は減る一方で、入るほうはどんどん少なくなってきて、結局、不公平感がだんだん出てきているんです。何で私らがみんなが共通で使っている街灯費を私らで払わなきゃいけないのかという。片や、我々は税金払っているんだから、こういうものは市で負担するのは当たり前だといろんな方がいらっしゃるから、そういうことで不公平感がだんだん出てきているんです。ですから、すぐとは言わず、ちょっと頭の片隅で将来的にそういうふうにはやっていかないと、ちょっと大変なことになってくるんじゃないかなと危惧したものですから、ご提案をしたんです。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、次に、2款総務費、7項災害復旧費、1目過年度災害復旧費について説明をお願いします。

防災課長 65ページをお開き願います。

2款総務費、7項災害復旧費、1目過年度災害復旧費、予算額26万7,000円でございます。事業においては、市民の不安を解消するため、食品等の放射性物質検査、公共施設などにおける空間放射線量測定などの事業を実施しているところでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようですので、次に8款消防費、1項消防費、5目災害対策費について説明をお願いします。

防災課長 125ページをお開き願います。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、予算額3,185万9,000円でございます。前年度と比較いたしまして防災行政無線のデジタル工事が完了したため、防災設備整備事業がなくなったための減となっております。

説明は以上になります。よろしくお願いいいたします。

委員長 それでは、質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、常任委員会協議・報告案件であります。

那珂市地域防災計画（自然災害等対策編及び資料編）の修正についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

防災課長 常任委員会資料の43ページをお開きください。

那珂市地域防災計画（自然災害等対策編及び資料編）の修正についてご説明いたします。
修正の趣旨。

法令の改正や施設等の名称の変更、茨城県地域防災計画の一部の改定に伴う修正をはじめとした他計画との整合性を図り、修正するものです。

主な改定理由。

防災基本計画及び茨城県地域防災計画の一部改定に伴う修正、市内施設の統合・名称の変更による修正、資料の時点修正になります。

主な変更項目。

自然災害等対策編。

- 1、防災基本計画及び茨城県地域防災計画の一部改定に伴う修正。
- 2、市の体制・設備等の変更。
- 3、施設の機関等の名称変更等の時点修正。

資料編。

1、資料の時点修正については、別紙1と別紙2でこの後ご説明させていただきます。
別紙説明前に、申し訳ございませんが、主な変更項目の災害警戒本部における本部長の変更（新旧対照表P7）となっておりますが、「P6」に訂正をお願いいたします。

次に、今後のスケジュールについて。

令和3年3月、総務生活常任委員会にて報告。

令和3年3月下旬、那珂市防災会議に提出。

令和3年4月上旬、公表となります。

それでは、別紙1の1ページをお開き願います。

左側が現行、右側が修正（案）になっております。修正（案）は朱書き部分の追加になります。

次に、2ページをお開き願います。

2ページの朱書き修正（案）は、茨城県地域防災計画の改定による大雨警報発表時の文言の修正と感染症対策を追加したものでございます。

次に、3ページの朱書き修正は、洪水ハザードマップ等の配布のところに防災基本計画の改定と県地域防災計画の改定に基づき追加修正になります。

下段の広報活動においても、両計画の改定に基づき追加修正になります。

続きまして、4ページをお開き願います。

このページの朱書き修正（案）は、県地域防災計画の改定に基づき、上段に避難所生活環境の整備の中に感染症対策の文言を追加修正になります。

次に、5ページをご覧ください。

このページの朱書き修正は、県地域防災計画の改定に基づき文言の修正になります。
続きまして、6ページをお開き願います。

このページの朱書き修正は、市の内部体制の変更の修正になります。
続きまして、7ページをご覧ください。

このページの朱書き修正は、法律の名称変更による修正と電力自由化による修正になります。

続きまして、別紙2の1ページをお開き願います。

ここでの朱書き修正は、災害履歴の追加になります。下段の災害時応援協定一覧は、時点修正になります。

1枚めくっていただきまして、3ページは、新たに結んだ協定が朱書き追加修正になっております。

また、3ページにつきましては、施設の統合や新規施設の追加によるものが朱書き修正となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ありませんか。

副委員長 6ページの決定者のところなのですが、副市長から市長に代わって、危機管理監が副市長、多分、危機管理監がなくなったということで変更だと思うんですが、とりあえず聞きたいのは、警戒体制と非常体制、何が違うんですか。

防災課長 非常体制については、もう災害が起きている状態でございます。警戒体制については、災害が起きる前の災害を危惧した中での本部となる形になります。

副委員長 そうしますと、市長、副市長で、今までの例からいくところは教育長じゃなくて市民生活部長じゃないんですか。教育長だから駄目だということはないですけども、何か僕、違和感あるんですけども、なぜ今まで危機管理監、防災課長で来ていたところが教育長に代わられたんでしょうか。

防災課長 危機管理監単独での部長ではないので、本部員の中にやはり部長として各課を取りまとめる体制を整える部長の一人として入りますので、こちらの判断者には教育長を充てたというのが現状でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、ないようですので、以上でこの件を終結いたします。

次に、那珂市国土強靱化地域計画の策定についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

防災課長 常任委員会資料の44ページをお開き願います。

那珂市国土強靱化地域計画の策定についてご説明いたします。

那珂市国土強靱化地域計画（案）に対するパブリックコメントを実施いたしました。結果についてご報告いたします。

1、意見募集の期間。

令和3年1月5日火曜日から令和3年2月4日木曜日まで実施いたしました。

2、閲覧及び意見の募集方法は、那珂市ホームページの掲載、防災課での閲覧、瓜連支所での閲覧、図書館行政資料コーナーでの閲覧を行いました。

3、閲覧の概要。

ホームページに159件のアクセスがございました。

4、（案）に対する意見、質問等、それぞれに対する市の考え方。

意見提出人数はお一人ございました。意見は4件ほどになります。

4件の意見は、1枚めくっていただきまして45ページになります。

左側が意見の概要になります。右側がその意見に対する市の考え方になります。

一番上は、計画にあらゆる分野の関係課及び市民が関わるべきとのご意見をいただきました。これに対しまして市の考えとして、市が最悪の事態にならないため、事前に取り組むべき施策を考えるもので、全ての課室に確認を行った上で策定をしており、市民に対しては計画における施策の周知を今後図ってまいりたいと考えておりますというような市の考えになっております。

次に、想定しない事態についても施策を作成するべきとのご意見については、本市に該当する施策がないものについては想定してなく、今後、必要となった場合には見直しを行うこととしております。

3つ目、4つ目は自主防災組織に関わる重要業績指数で自主防災組織結成数と結成組織の防災訓練等の補助申請について、市の考えは、自主防災組織結成率100%を目指しているところであります。訓練費用の補助についても毎年団体代表に周知を行っております。今後、より多くの組織に利用していただけるよう、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上の意見と市の考え方になります。

なお、今回の意見について、計画の内容の修正が必要なものではないと判断いたしましたので、修正はありませんでした。

また、別紙にて完成版をつけさせていただいております。完成版の中に前回の12月以降変わった点につきましては、SDGsの記入をさせていただきました。それ以外は変更点はございません。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ありませんか。

（なし）

委員長 それでは、ないようですので、この件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 3 時 50 分）

再開（午後 3 時 51 分）

委員長 再開いたします。

会計課が出席しました。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算（会計課所管部分）を議題といたします。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、4 目会計管理費について説明を願います。

会計管理者兼会計課長 会計管理者兼会計課長の清水でございます。ほか 1 名が出席しております。よろしくお願ひします。

それでは、お手元の予算書の 38 ページをお開き願ひします。

2 款総務費、1 項総務管理費、4 目会計管理費 408 万 3,000 円でございます。前年度より 116 万 6,000 円の増となっております。主な増加の原因項目は、委託料が 110 万円の増となっております。

以上でございます。

委員長 質疑ありませんか。

（なし）

委員長 それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

それでは、再開を 4 時 5 分といたします。

休憩（午後 3 時 53 分）

再開（午後 4 時 03 分）

委員長 再開いたします。

これより議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算、当委員会の所管部分について討論、採決に入ります。

討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結します。

それでは、議案第 18 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第 18 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

皆さん、ご苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

休憩（午後4時04分）

再開（午後4時05分）

委員長 再開いたします。

その他として、2月15日に下江戸地区の太陽光発電所の建設現場を大変雨の中、ご苦労さまでございました、視察をいたしまして担当者から説明を聞きました。

事務局で質疑をまとめたものをお手元に配付しておりますが、今回の視察について皆さんのご意見やご感想をお聞きしたいと思います。ご感想とかありませんでしょうか。

笹島委員 私が言っていたこの3番目が一番向こうにしつこく食い下がって話あれしたんですけども、遠隔操作で云々というので、どこの市町村でも一番困っていることらしいんです。要するに設置した後、放置されちゃうと。いろんなことがあるわけで、何か東京から2時間かけて駆けつけるなんてとんでもない話で、今度、現場は岡山県だなんてちょっと待ってくださいと。

要するに太陽光のメガソーラーは今、投資目的でやっているんです。だからあそこで聞いたんですけども、大和証券が大株主になってそれをして、今度また次のところに同じように投資するという何とかファンドというんですけども、それやっついて投資目的にされているという感じなんです。

ですから、これから設置した後、本当に要注意なんです、後が。ですから、那珂市として我々市議会としてどう見守っていくのか検討もつかないんですけども。

委員長 後の管理ね。

萩谷委員 私もこの前の視察のときに笹島委員が言っていたように、それが一番の問題点かなと思います。

あとはそれほどないのかなと視察してそうは思ったんですけども、やっぱりこの後の管理、事務所を近場に常駐の人を置いてもらうとか、それはなかなか難しいかもしれませんが、何か対応の仕方がこちらで議会としても。議会ばかりじゃなくて、執行部で担当部署で何か対応してもらうような方法があればなと思うんですけども、そういうふうに要請するとか。

委員長 常駐していないわけだから、もし何かあった場合には即対応といっても2時間以内と言っていましたよね。2時間以内ということは東京からの距離だから。

君嶋委員 自然災害とか災害が起きたときに2時間以内で来られるというのは何もない時間の想定であって、災害が起きたときはそれ以上かかるわけです。やはりすぐ対応が遅れないようなことをしてもらいたい、そのためには身近なところにそれぞれの管理的な事務所があるべきではないかなと思うんです。

（「そのとおりだと思うね、それが一番だね、あそこは」と呼ぶ声あり）

笹島委員 あとは警備会社に委託するとか、近くの。水戸市とか何かあるから、そういうコストを払ってほしいよ、逆に言えば。そうしたら、何かあったら駆けつけると。

我々行ったときも鉄板盗まれたなんていって、トラックの出入口のところを入れないように……

(「離れていましたでしょう、進入させないようにわざとやっている」と呼ぶ声あり)

笹島委員 業者がプロが持っていったと言うけれども、何でもありですよ、ああいうところだから。いろんなことあると思うんです、何かあれば不法投棄もされやすいでしょう、何か盗まれるときもあるでしょう、今言っていたパネルも取られる可能性だってあるでしょう、何でもありなんです。2時間なんて言っていたらもうそのままいないです、いくら遠隔操作でも。

本当に近くの、普通はそうです、そういう警備会社に委託して、これだけ大規模にやっているんだからそれくらい払うことできるはずなんですけれども、何か作ったら終わり、今度は次のだと。

萩谷委員 もう1点は、やっぱり細かい点検です。点検すれば、そうすれば細かく見回って何かあるかなとできるから、やっぱり巡回しながら点検なんかを細かくやってもらうとかいろいろあると思いますよ。そういう要望をやっぱり執行部の担当部署、あとはここで要望書出すとか何か方法しておかないとちょっとあれですよ。

笹島委員 これから集中豪雨、ゲリラ豪雨が出たり、台風があれしたりとか地震があったりとかと何も無いというのはあり得ないです。あれだけの施設があるわけで、そのとき誰が……困るのは周りの人だよ。

委員長 一番はやっぱり通常の管理の問題だね。そこを申入れしたほうがいいのかな。

(「いなくなる前に」と呼ぶ声あり)

木野委員 完成した段階で、もう一回再度見学させてもらうことはその辺はないですか。

委員長 そうだよ、完成した時点でもう一回行ってみたいですね。

木野委員 しっかり確認する意味で。

委員長 私が一番気にしているのは、水、水質でしたから、水質はいいみたいだけれども。

でも、雨だったから全部見られなかったんだよね。全部見ていないから、こちらの県道寄りのほう、あちらのほうがあの水がどこへ行くかということが少し懸念があるので、また完成間近か完成してからでもいいかですが、もう一回視察に行きたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

笹島委員 でも、完成前に要望書は簡単なものでも出しておかないと逃げられちゃうよ。

君嶋委員 出来上がってくるのは形見て分かっているわけだから、完成したからと逃がすと、それよりも安全体制というか管理体制をしてくださないと要望を出すことには……

笹島委員 簡単なものでいいと思う。この前視察に行ってきましたけれども、感じたものをこれだとかこういうことをしていただだけませんかというふうにして出せばいいと思うんです。向こうも私ら視察に行ったわけだから、何もなかったのかなと思っちゃうでしょう、何

も提出しなければ。だから会議持ったんですけれども、こういうあれでしたので、何とか検討してもらえませんかという形で出せばいいと思うんです。そんな難しく考えないで簡単で、気づいたものだから。

黙っていると向こうはオーケーだと思っているから、よろしくお願いします、委員長。
委員長 運営の状況というか、今後きちんとしたどこで本当に向こうは2時間以内と言っているけれども、2時間以内というのはどこの場所なんだかそういったことも含めて今後の運営状況をきちんとやっていただきたいというような要望書でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、そのようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私も近いものですから、何回か行ってみたいなどまた思っていますけれども、ひとつよろしくお願いします。

それでは、以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後4時14分)

令和3年6月1日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 勝村 晃夫